珠洲市地域防災計画

資料編

令和５年８月１０日修正

珠洲市防災会議

珠洲市地域防災計画（資料編）目次

第１編　防災組織等に関する資料. **1**
１　珠洲市防災会議条例. １
２　珠洲市防災会議委員名簿. ３
３　珠洲市災害対策本部条例. ４
４　珠洲市災害対策本部運営要領. ５
５　珠洲市罹災証明書等交付規程. １３
６　珠洲市災害時避難行動要支援者制度実施要綱. １４
第２編　防災協定一覧. **1**
第３編　防災上注意すべき自然的条件. **1**
１　山腹崩壊危険地域. １
２　崩壊土砂流出危険地域. ７
３　雪崩危険箇所・区域. １１
４　注意、観察を要するため池. １５
５　防災重点ため池. １９
６　石川県建築基準条例第３条に基づく災害危険区域. ２０
７　警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧. ２１
第４編　防災上注意すべき社会的条件. **1**
１　高圧ガス製造所・貯蔵所. １
２　登録ガス小売事業者. ２
３　プロパンガス貯蔵取扱所. ２
４　石油類貯蔵所・取扱所. ３
５　トンネル. ７
第５編　消防に関する資料. **1**
１　消防職員の構成及び人員. １
２　珠洲市消防団の組織及び人員. １
３　分団の管轄区域. ２
４　消防機械器具の整備保全状況. ３
５　現有消防ポンプ自動車等. ５
６　消防水利状況. ６
第６編　防災上必要な施設及び設備等. **1**
１　防災拠点一覧. １
２　気象庁震度観測点一覧表（気象庁ホームページから抜粋）. ２
３　石川県震度情報ネットワーク. ２
４　潮位等観測所一覧表. ３
５　指定避難所. ４
６　福祉避難所. ７
７　指定緊急避難場所. ８
８　津波避難ビル. １２

９　指定避難路……１３
10　病院、診療所等一覧……２３
11　ヘリポート適地……２４
12　ダム一覧……２５
13　水道施設の現況……２６
14　給水用機材器具保有状況……２６
15　下水道施設の現況……２７
16　珠洲市指定給水装置工事事業者一覧表……２９
17　排水設備工事指定業者一覧……３０
18　災害時道路確保に関する業者一覧……３１
19　原子力災害発生時の市外避難者受入れ要請先一覧……３２
20　災害救助法による応急仮設住宅建設候補地一覧……３３
第７編　通信施設・設備等……１
１　同報系防災行政無線……１
２　珠洲市防災行政無線管理運用規程……３
３　珠洲市防災行政無線局管理運用要綱……７
４　孤立防止用衛星端末局設置状況……９
５　災害情報等の伝達体制……９
第８編　珠洲市自主防災組織……１
１　地区別自主防災組織表……１
２　自主防災組織備蓄倉庫設置場所……３
第９編　その他……１
１　警報・注意報発表基準一覧表……１
２　避難情報等と居住者等がとるべき行動……３
３　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準……５
４　各種様式……７

第１編　防災組織等に関する資料

１　珠洲市防災会議条例

昭和３７年１０月２日
条 例 第 ２ １ 号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、珠洲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）珠洲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の規定により、水防計画について調査審議すること。

（３）市長の諮問に応じて市の地域に係る災害に関する重要事項を審議すること。

（４）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（５）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）石川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）教育長

（６）奥能登広域圏事務組合消防長及び消防団長

（７）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（８）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（９）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者

６　前項の委員の定数は４０人以内とする。

７　第５項の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹　事）

第５条　防災会議に、幹事を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成１２年条例第３号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則（平成１５年条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は平成１５年４月１日から施行する。

（珠洲市水防協議会条例の廃止）

２　珠洲市水防協議会条例（昭和３４年珠洲市条例第１８号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の珠洲市水防協議会条例第５条第１項の任期を有している委員は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の時においてその職を失うものとする。

４　この条例の施行による改正後の珠洲市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により最初に任命される委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず平成１６年３月３１日までとする。

附　　則（平成２４年条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２４年条例第３９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２７年条例第１６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　珠洲市防災会議委員名簿

（令和４年６月８日時点）

委員区分(※)	機関名称	職名
会　　長	珠洲市	市長
第１号委員	北陸農政局石川県拠点	総括農政推進官
〃	能登海上保安署	署長
〃	気象庁　金沢地方気象台	台長
第２号委員	奥能登総合事務所	所長
〃	能登北部保健福祉センター	所長
〃	珠洲土木事務所	所長
〃	珠洲農林事務所	所長
第３号委員	珠洲警察署	署長
第４号委員	珠洲市	副市長
第５号委員	珠洲市教育委員会	教育長
第６号委員	奥能登広域圏事務組合消防本部	消防長
〃	珠洲市消防団	団長
第７号委員	日本郵便株式会社珠洲郵便局	局長
〃	西日本電信電話株式会社金沢支店	設備部長
〃	北陸電力株式会社珠洲営業所	所長
〃	日本通運株式会社七尾営業課	課長
〃	北鉄奥能登バス株式会社	取締役支配人
〃	石川県エルピーガス協会珠洲支部	支部長
〃	北國新聞社珠洲支局	支局長
〃	北陸中日新聞社	能登通信部
第８号委員	珠洲市社会福祉協議会	会長
〃	珠洲市区長会連合会	会長
〃	珠洲市婦人団体協議会	会長
〃	各地区（市内１０地区）自主防災組織	本部長
第９号委員	能登北部医師会	会長
〃	珠洲建設業協会	会長
〃	石川県漁業協同組合すず支所	運営委員長
〃	能登農業協同組合	珠洲支店長
〃	能登森林組合	代表理事組合長
〃	奥能登広域圏事務組合	危機管理官

※委員区分は、珠洲市防災会議条例第３条第５項の各号を示す。

３　珠洲市災害対策本部条例

昭和３７年１０月２日
条 例 第 ２ ２ 号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第８項の規定に基づき、珠洲市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（　部　）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑　則）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２３年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２４年条例第４０号）

この条例は、公布の日から施行する。

４　珠洲市災害対策本部運営要領

昭和６２年３月３１日
訓　令　甲　第　５　号

（目　的）

第１条　この要領は、珠洲市災害対策本部条例（昭和３７年珠洲市条例第２２号）に基づき、珠洲市災害対策本部（以下「本部」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

（本部の組織及び会議）

第２条　本部長の職は、市長がこれにあたり、副本部長には副市長及び教育長をもってあたり、対策部長には総務課長があたる。

２　本部に班を置き、班長はそれぞれの関係課長をもって充て、班員は班長の属する課の職員をもってあてる。

３　本部長の下に本部会議をおき、本部長、副本部長、対策部長及び各班長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

（事務分掌）

第３条　各班の事務分掌は、別表第１に定めるところによる。

２　各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制を整備しておかねばならない。

３　本部長、副本部長、対策部長、班長及び班員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第２に定める腕章を帯用するものとする。

（本部の場所及び本部連絡員）

第４条　本部は、災害の程度により本部室を庁舎３階会議室若しくは奥能登広域圏事務組合珠洲消防署２階大会議室又は本部長が指定する場所に置くものとする。

２　本部室には、「珠洲市災害対策本部」の標示をするものとする。

３　本部室には、原則として本部連絡員を置く。

４　本部連絡員は、各班長がそれぞれ所属職員のうちから指定するものをもって充てる。

５　本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班の長に伝達する。

（本部の開設及び閉鎖）

第５条　本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始する。

２　本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたとき閉鎖する。

（本部設置の基準）

第６条　本部を設置する場合の基準は、概ね次の各号に定めるところによる。

（１）相当規模の災害が予想され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

（２）災害が発生し、その規模及び範囲等から、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

（３）災害救助法が適用され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

（配備の基準、編成計画等）

第７条　本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整える。

２　本部設置前及び本部設置後の配備の種別、内容等の基準については、別表第３のとおりとする。

３　各班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

（配備の開始及び解除）

第８条　各班における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

（本部開設前の設置）

第９条　対策本部長は、予報、警報又は情報等により災害の発生する恐れがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

（１）予報、警報、情報の収集及び連絡調整

（２）人員配備の指示

（３）関係班との連絡調整

２　休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した当直員は、直ちに対策部長に通報して指示を受け、関係班長に通報しなければならない。

（本部設置後の配備）

〔第１次配備下の体制〕

第１０条　第１次配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

（１）対策部長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係班に連絡しなければならない。

（２）本部長は、必要に応じ関係班長を召集し、情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

（３）配備につく職員は、所属する班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

〔第２次配備下の体制〕

第１１条　第２次配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

（１）本部の機能を円滑ならしめるため、本部室を開設する。

（２）各班長は、所掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

（３）各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

イ　災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

ロ　装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

ハ　災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

〔第３次配備下の体制〕

第１２条　第３次配備が指令された場合、各班長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時対策部長を通じて本部長に報告しなければならない。

（被害状況の取扱い）

第１３条　災害が発生したときは、各班長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

２　対策部長は、各班長及び関係機関からの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに石川県へ報告するものとする。

３　石川県に対する報告は、「総務省消防庁 火災・災害等即報要領」により行うものとする。

（災害情報の取扱い）

第１４条　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、対策部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を石川県へ報告するものとする。

２　対策部長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに住民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

（委　任）

第１５条　この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

珠洲市災害対策本部事務分掌表

班名	班長	班員	分掌事務
総務班	企画財政課長	総務課職員 危機管理室職員 企画財政課職員	防災会議に関すること 災害対策本部の庶務 各班との連絡調整 県本部及び県地方部（県事務所）との連絡 関係協力機関等の連絡調整 県知事、他の市町及び関係機関への応援要請 職員の非常招集 人員及び物資等の輸送 災害応急対策の立案 避難の指示 緊急物資の調達 気象情報の受信伝達 災害情報及び被害状況の収集 災害広報及び記録 災害報告 車両の調達 市有財産の被害調査 関係機関への陳情等 復旧総合計画 災害予算及び緊急経費の支払 本部長の特命に関すること 他の班に属しない事項
調査班	市民課長	市民課職員 市民相談室職員	人的被害状況の調査 罹災者の調査 罹災証明書の発行
税務･会計管理班	税務課長 会計管理課長	税務課職員 会計管理課職員	家屋等の被災状況の調査 災害に伴う税の減免措置 災害対策本部関係経費の経理
救護・救助班	福祉課長	福祉課職員	社会福祉施設の被害調査及び応急対策 罹災者の救助 避難所及び収容所の設置 避難所等の救急用医薬品及び医療衛生 救護班の編成 救護所の開設 炊出しその他食品の給与 救護物資の受給配分 日赤との連絡 ボランティアの受入れに関すること

班名	班長	班員	分掌事務
環境建設班	環境建設課長	環境建設課職員	道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧 道路、交通の確保 障害物の除去 土木応急復旧資材の確保 応急仮設住宅の建設 住宅の応急修理 住宅建築資金の融資あっせん 公営住宅、市有建物の被害調査及び応急対策 公共土木施設、農林水産施設の応急復旧 水道施設の被災調査及び応急復旧 飲料水の確保、供給に関すること 災害時における上水道、簡易水道の衛生維持 下水道施設の保全 衛生関係施設の被害調査及び応急対策 衛生班の編成 災害地及び避難地の防疫及び清掃に関すること 避難所等の防疫 環境衛生、防疫資材の調達配分 へい死鳥獣の処理に関すること 死体処理に関すること
産業振興班	産業振興課長	産業振興課職員 農業委員会事務局職員	農地、農業関係施設及び農産物の被害調査 国営農地開発事業関係施設の保全 畜産伝染病予防対策 応急用米及び調味料の調達あっせん 水産施設及び水産物の被害調査 林業関係施設及び林産物の被害調査 復旧用木材のあっせん 漁港施設及び水産船舶関係の被害調査 漂流物の処理 商業・工業関係の被害調査 被災商工業者に対する金融のあっせん 罹災失業者の職業あっせん
観光交流班	観光交流課長	観光交流課職員	観光業関係の被害調査及び応急対策
文教班	教育委員会事務局長 芸術文化創造室	教育委員会事務局職員 芸術文化創造室職員	教育施設の被害調査及び応急対策 教育施設の保全復旧対策 応急教育対策 罹災児童生徒の救護 学用品、教科書の調達配分 保健衛生及び学校給食保全措置 文化財、社会教育施設の保全 ボランティアの受入れに関すること

班名	班長	班員	分掌事務
消　防　班	消　防　署　長	消　防　署　職　員	消防、水防活動 隣接市町相互援助協力の受入れ 罹災者の救出 救急、救助、避難等 遭難者又は行方不明者の捜索 防災資機材の点検整備調達 気象情報の受信及び広報伝達 災害情報の収集及び伝達 消防団（水防団）の出動要請 災害地の社会秩序保持 災害の警戒及び予防巡回
医　療　班	病　院　長	総　合　病　院　職　員	罹災者の医療救護 医療班の編成
協　力　班		議　会　事　務　局　職　員 監査委員事務局職員	本部長の指示により各班に協力

別表第２（第３条関係）

腕章

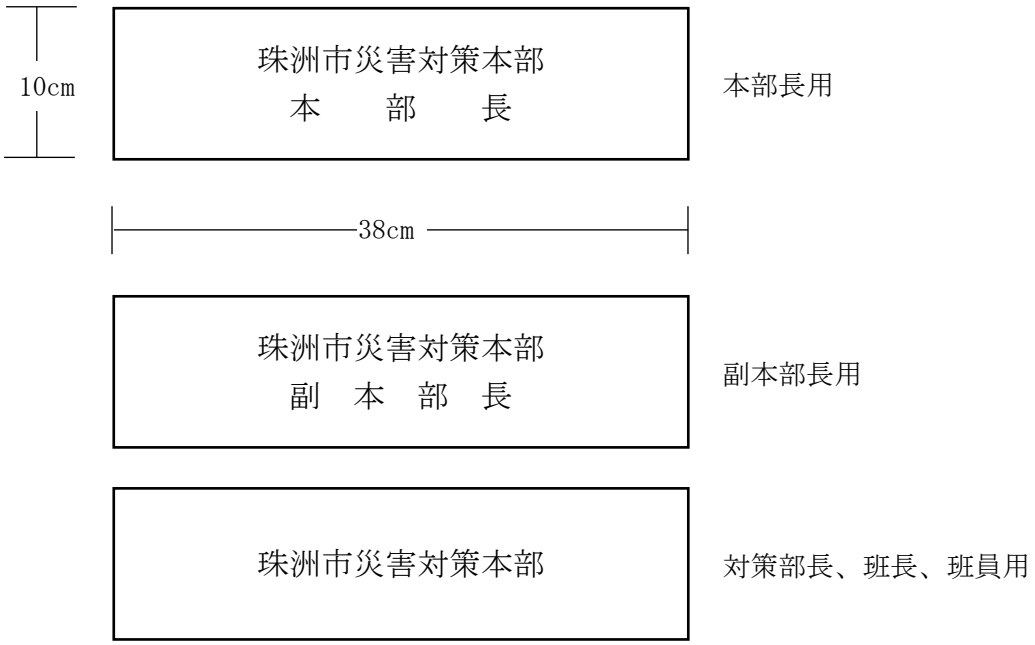

（注）台地を赤色とし文字は白色とする。

標旗

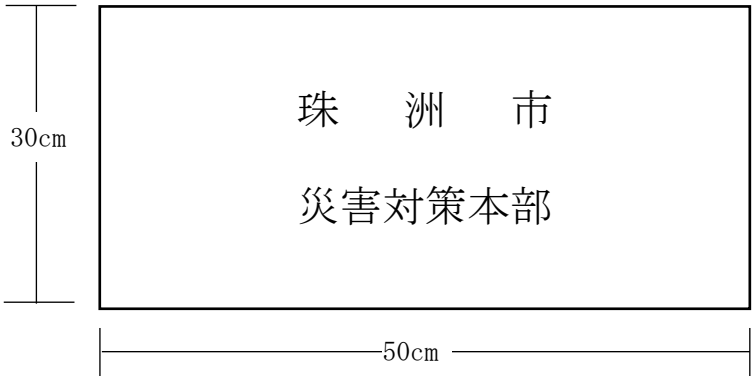

（注）台地を赤色とし文字は白色とする。

別表第３（第７条関係）

配備基準

区分	種別	配備内容	配備時期
災害対策本部設置前の配備	注意配備	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする	風雨、大雨、大雪、津波、高潮、洪水等の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき
	警戒配備	上記の配備を強化し、災害対策本部の設置の場合に備える体制とする	暴風雨、大雨、大雪、津波、高潮、洪水等の警報が発表され、市長が必要と認めたとき
災害対策本部設置後の配備	第１次配備	あらかじめ指名する所管の要員を配備し、主として情報の収録連絡にあたる体制	相当規模の災害の発生が予想されるがその程度の推測が困難であり、厳重な警戒を必要とする段階
	第２次配備	関係各班の人員をもって当たるもので災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制	局部的であるが、大規模な災害の発生が予想される段階及び相当規模の災害が発生した段階
	第３次配備	本部員全員をもって当たるもので、市の全機構をあげて災害応急対策が実施できる体制	市全域にわたる大規模な災害の発生が予想される段階及び大規模な災害が発生した段階

５　珠洲市罹災証明書等交付規程

平成１６年１２月１２日
告　示　第　５　４　号

（趣旨）

第１条　この規程は、水災、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によつて生じた被害（以下「罹災物件」という。）の証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付基準について必要な事項を定めるものとする。

（証明書の申請）

第２条　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書（様式第１号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、市長に申請しなければならない。

（証明書の交付）

第３条　市長は、罹災者又はその他市長が適当と認める者（以下「申請者」という。）から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

（１）罹災証明書（様式第２号）　罹災物件を確実な証拠により確認することができる場合に交付する。

（２）罹災届出証明書（様式第３号）　前号の確認ができない場合に交付する。

２　市長は、同一罹災物件について、罹災者から再度罹災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

（交付の特例）

第４条　罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもつて前条第１項各号の交付に代えることができる。

（証明事項）

第５条　罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１７年２月１日から施行する。

６　珠洲市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

平成２８年５月３０日
珠洲市告示第５８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。)第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる避難行動要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

（位置付け）

第２条　この要綱は、珠洲市地域防災計画に位置付けるものとする。

（避難行動要支援者）

第３条　避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度が１級又は２級である者

（２）　療育手帳の交付を受けた者で、障害程度がＡである者

（３）　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害程度が１級又は２級の者

（４）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）による要介護状態区分が３以上の者

（５）　満７５歳以上の独居高齢者

（６）　前各号に掲げる者のほか市長が支援を必要と認める者

（避難行動要支援者の情報の収集）

第４条　市長は、法第４９条の１０第４項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、石川県が保有する場合は石川県に対し情報の提供を求めるものとする。

２　市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

（避難行動要支援者名簿）

第５条　市長は、前条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に珠洲市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、管理し、及び保管する。

２　避難行動要支援者名簿は、福祉課及び危機管理室（以下「関係課」という。）において利用する。

３　市長は、災害時に、地域協力者（近隣者等のうち避難行動要支援者の避難支援等に協力することができるものをいう。以下同じ。)、避難行動要支援者が属する地域の自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、都道府県警察（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することができるものとする。

４　前項の規定により提供する情報及び提供先は、予想される災害の種別及び規模、被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

（災害時登録者名簿）

第６条　市長は、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、地域住民等による避難支援等を希望する者を災害時避難行動要支援者として珠洲市災害時避難行動要支援者登録者名簿

（以下「災害時登録者名簿」という。）に登録し、登録した情報を関係課において利用するものとする。

２　前項の規定による登録を希望する者は、珠洲市災害時避難行動要支援者登録申請書（別記様式第１号）に、避難支援等を受けるために必要な自己の情報を記載して市長に提出するものとする。

３　前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行うに当たって、自己の情報が関係課において利用されること、及び平常時から避難支援等関係者に提供されることについて同意するものとする。

４　市長は、第２項の申請書が提出されたときは、当該申請者を災害時避難行動要支援者として災害時登録者名簿に登録する。

（災害時登録者名簿の保管等）

第７条　災害時登録者名簿は、正本及び副本を作成する。

２　災害時登録者名簿の正本は市長が保管し、副本は関係課が保管するものとする。

（災害時避難行動要支援者登録情報記録票）

第８条　市長は、災害時登録者名簿により珠洲市災害時避難行動要支援者登録情報記録票（別記様式第２号。以下「記録票」という。）を作成し、避難支援等関係者に提供するものとする。

２　避難支援等関係者は、記録票の提供を受けたときは、珠洲市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書（別記様式第３号）を市長に提出するものとする。

（記録票の複製）

第９条　記録票は、原則として複製してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、災害時において避難支援等の実施に必要な場合は、避難支援関係者は、複写による記録票を取り扱う者を定めた上で記録票を必要な枚数に限り複製することができるものとする。この場合において、避難支援等関係者は、当該複写による記録票を使用後速やかに回収し、適正な方法による廃棄、市への返却等の措置をとるものとする。

（記録票の保管等）

第１０条　避難支援等関係者は、記録票を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

２　避難支援等関係者は、記録票を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

３　避難支援等関係者は、不要となった記録票を市に返却するものとする。

４　避難支援等関係者は、記録票に記載された情報および避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等を離れた後も同様とする。

（災害時登録者名簿による支援）

第１１条　避難支援等関係者は、災害時登録者名簿により次に掲げる避難支援等を行うものとする。

（１）　災害時における避難誘導、安否確認等

（２）　前号の活動を容易にするために平常時から地域において行う声掛け、安否確認等

（３）　災害時に備えた避難訓練、防災訓練等への災害時避難行動要支援者の参加を促進する活動

２　避難支援等関係者は、記録票を前項各号に掲げる避難支援等以外の目的で利用してはならない。

３　災害時避難行動要支援者と同様に避難支援等関係者又はその家族等が被災する可能性があることに鑑み、第１項各号に掲げる避難支援等は、避難支援等関係者が互助の精神にのっとって行われるものであり、避難支援等関係者に義務を課すものと解釈してはならない。

（災害時避難行動要支援者の取組）

第１２条　災害時避難行動要支援者は、平常時から、災害時において避難する時に持ち出す必要がある物等の準備に努めるとともに、災害時に備えた避難訓練、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（登録事項の変更等）

第１３条　市長は、避難行動要支援者名簿にあっては随時に点検するよう努めるものとし、災害時登録者名簿にあっては毎年度１回登録事項を点検するものとする。

２　災害時避難行動要支援者又は避難支援等関係者は、記録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

３　市長は、前項の規定による報告があったときは、災害時登録者名簿の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、災害時避難行動要支援者、避難支援等関係者及び関係課に変更事項を連絡するものとする。

（災害時避難行動要支援者の登録の推進）

第１４条　市長は、災害時避難行動要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。

２　避難支援等関係者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

（庶務）

第１５条　避難行動要支援者（災害時避難行動要支援者を含む。）に関する事務は、危機管理室において処理する。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この告示は、平成２８年６月１日から施行する。

別表１（第３条）

緊急通信事項

通信内容	通信時刻	通信方法
【防災緊急通信】 １　地震に関する事項 （１）地震発生時に関する通信 ア　震度階別（震度３以上） （消防署：震度４以上） イ　災害防止等に関する通信	・地震発生後、速やかに。 ・地震発生後の状況に応じて適時	・通信合図後（チャイム１回）一斉通信する。通信終了合図としてチャイムを１回通信する。 ・前記（１）アに準じて行う。
２　津波に関する事項 津波に関する通信	・津波情報を受信時 ・　〃　（通信回数適時） ・　〃　（通信回数適時） ・　〃	・前記（１）アに準じて行う。 ・通信３回繰り返す。 ・通信３～５回繰り返す。 ・前記（１）アに準じて行う。
３　気象等の警報に関する事項気象警報のうち特に災害が予見され、市民生活に影響を及ぼす場合に必要と認められる場合	・気象警報受信後、通信が必要と判断されたとき。	・前記（１）アに準じて行う。
４　警戒宣言に関する事項 ア　判定会招集情報に関する通信 イ　判定会解散情報に関する通信 ウ　警戒宣言の発令に関する通信 エ　警戒宣言の発令中に関する通信 オ　市災害対策本部からの指示事項に関する通信 カ　警戒宣言の解除に関する通信	・判定会招集３０分後（報道解禁時）以後適時 ・解散情報の受信時 ・警戒宣言発令時、以後適時 ・状況に応じて、適時。 ・災害対策本部長から指示があったとき。 ・警戒宣言解除時、以後適時。	・前記（１）アに準じて行う。 ・前記（１）アに準じて行う。 ・地震防災信号として、一斉通信する。 ・前記（１）アに準じて行う。 ・前記（１）アに準じて行う。ただし特定区域の群別又は個別通信を選択して通信する。 ・前記（１）アに準じて行う。
５　その他災害に関する事項広域的に発生した事故等に関する事項 （停電、断水、電話回線の不通ガス漏れ等市民に影響を及ぼす場合に必要と認められる事項）	・防災関係機関の要請に基づき、通信が必要と判断されたとき。	・前記（１）アに準じて行う。
６　火災に関する事項 （１）火災に関する事項 ア　火災に関する通信 イ　火災の鎮火に関する通信 ウ　火災の誤報に関する通信	・火災発生時 ・火災鎮火時 ・火災誤報時	・火災発生時、特定地域の群別又は個別通信を選択して行う。 ・火災鎮火時、特定地域の群別又は個別通信を選択して行う。 ・火災誤報時、特定地域の群別又は個別通信を選択して行う。

通信内容	通信時刻	通信方法
（2）大規模火災で消防長が必要と認める事項に関する通信	・消防長が通信を必要と判断したとき	・前記（1）アに準じて行う。
7　行方不明及び迷子等に関する事項 ア　行方不明及び迷子等依頼に関する事項（警察署等からの要請に基づくもので、人命保護上、必要と認められるもの） イ　行方不明及び迷子等発見に関する事項	・通信要請に基づき、通信が必要と判断されたとき。ただし、原則として日没までとするが、一般通信時刻に近い場合は一般通信と併せて行い、止む得ない場合は、２０時までとする。 ・発見された旨の連絡が得られたとき。ただし、２０時以降の場合は、翌日に行う。	・前記オに準じて行う。

別表２（第３条）

一般通信事項

通信内容	通信時刻	通信方法
1　防災訓練に関する事項	・防災訓練計画の定めによる。	・通信合図後（チャイム１回）一斉通信する。通信終了合図として、チャイムを１回通信する。
2　火災予防運動に関する事項 原則として運動期間中に１日１回	・原則として１８時とする。	・前記１に準じて行う。
3　交通安全運動に関する事項 原則として運動期間中に１日１回	・依頼のあった時刻とする。	・前記１に準じて行う。
4　選挙広報に関する事項 原則として１日１回	・依頼のあった時刻とする。	・前記１に準じて行う。
5　前記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める通信事項	・随時	・前記１に準じて行う。

第２編　防災協定一覧

（令和３年４月１日現在）

協定の名称	協定先	締結年月日
石川県消防広域応援協定書	石川県、石川県内市町村、石川県内広域事務組合	平成 3 年 8 月 1 日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定	社団法人珠洲建設業協会	平成 8 年 5 月 13 日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定	社団法人珠洲石油業協会	平成 8 年 5 月 15 日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定	珠洲商工会議所運輸業分科会	平成 8 年 7 月 25 日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定	珠洲管工事組合	平成 8 年 8 月 1 日
石川県震度情報ネットワークシステムに関する協定	石川県	平成 9 年 4 月 1 日
石川県と珠洲市間の総合防災情報システムに係る防災端末装置の設置に関する協定	石川県	平成 14 年 6 月 1 日
能登空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	石川県、奥能登広域圏事務組合	平成 15 年 6 月 2 日
災害時の医療救護に関する協定	社団法人能登北部医師会	平成 17 年 3 月 1 日
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	社団法人石川県エルピーガス協会珠洲支部	平成 20 年 8 月 26 日
災害時における応急対策活動に関する協力協定	石川県電気工事工業組合	平成 20 年 11 月 6 日
災害時における応急対策活動に関する協力協定	財団法人北陸電気保安協会	平成 22 年 3 月 19 日
災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成 22 年 9 月 24 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	平成 23 年 3 月 1 日
石川県内市災害時相互応援協定	石川県内１１市	平成 24 年 1 月 25 日

協定の名称	協定先	締結年月日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人　珠洲市社会福祉協議会	平成 24 年 2 月 1 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人　弘生福祉会	平成 24 年 2 月 3 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人　長寿会	平成 24 年 2 月 6 日
友好都市災害時相互応援協定	新潟県佐渡市	平成 24 年 7 月 17 日
姉妹都市災害時相互応援協定	島根県松江市	平成 24 年 10 月 16 日
警察署使用不能時における施設使用に関する協定	珠洲警察署	平成 25 日 6 月 26 日
奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定	輪島市、能登町、穴水町、奥能登広域圏事務組合	平成 25 年 7 月 1 日
災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	平成 25 年 9 月 11 日
石川県消防防災ヘリコプター支援協定	石川県、石川県内市町、石川県内広域事務組合	平成 26 年 4 月 1 日
珠洲市と能越ケーブルネット株式会社との災害時における緊急放送に関する相互協定	能越ケーブルネット株式会社	平成 26 年 10 月 15 日
市民等の安全確保と地域振興への協力に関する協定	珠洲市内郵便局	平成 26 年 12 月 15 日
臨時災害放送局に関する協定書	株式会社ラジオななお	平成 29 年 6 月 9 日
珠洲市と珠洲市内郵便局との協力に関する協定	珠洲市内郵便局	平成 30 年 2 月 15 日
友好都市災害時相互応援協定	北海道檜山郡江差町	平成 30 年 10 月 4 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 11 月 26 日

第３編　防災上注意すべき自然的条件

１　山腹崩壊危険地域

（１）民有林

（県農林水産部森林管理課
平成１６年３月３１日現在）

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
1	珠洲市	高屋町	高屋			5		1	県	B	10	9	無
2	〃	折戸町	日置			〃		3	〃	〃	2	1	〃
3	〃	〃	洲崎			6			県、市	C	3	3	〃
4	〃	〃	〃		33			1	〃	B	12	11	〃
5	〃	川浦町	前川				1		県	C	1	1	〃
6	〃	〃					4		〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃					2		市	〃	2	2	〃
8	〃	〃				5			県、市	〃	1	1	〃
9	〃	〃	横川		12				県	B	5	4	〃
10	〃	狼煙町	狼煙				3		〃	C	1	1	有
11	〃	〃	〃		12				〃	B	4	3	〃
12	〃	〃	〃		13				県、市	〃	3	〃	〃
13	〃	三崎町寺家					1			C	1	1	〃
14	〃	〃	〃 上野				3		市	〃	〃	〃	〃
15	〃	清水町	清水			5		2	国	B	〃	〃	〃
16	〃	長橋町	坂石山			〃			市	C	6	5	無
17	〃	馬緤町	赤神				0		県	C	1	1	有
18	〃	〃	〃				1		〃	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃		15				県、市	B	10	8	無
20	〃	大谷町	大谷		20			1	国	〃	2	1	〃
21	〃	〃	〃			9			市	C	8	7	〃
22	〃	〃	〃		28			3	県	A	〃	〃	有
23	珠洲市	大谷町	森吉			6			県	C	10	8	無
24	〃	〃	土口				4		〃	〃	〃	〃	有

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
25	〃	東山中町	北山			7			県、市	〃	2	1	無
26	〃	〃	山中				3		県	〃	〃	〃	〃
27	〃	〃	〃				4		〃	〃	6	6	〃
28	〃	〃	〃				1		市	〃	1	1	〃
29	〃	〃	洲巻				3		県	〃	2	〃	〃
30	〃	〃	〃			7			〃	〃	3	3	〃
31	〃	〃	〃				1		〃	〃	4	〃	〃
32	〃	三崎町寺家	上野			6			〃	〃	〃	〃	〃
33	〃	〃〃	〃			9			県、市	〃	〃	〃	〃
34	〃	〃塩津	塩津		12				県	B	〃	〃	〃
35	〃	〃大屋			15				市	〃	8	8	〃
36	〃	〃〃				5			〃	C	2	2	〃
37	〃	〃粟津					2		〃	〃	〃	〃	〃
38	〃	真浦町				6			〃	〃	7	6	〃
39	〃	〃					3		国、市	〃	9	8	〃
40	〃	〃				6			国	A	5	5	〃
41	〃	〃	垂水				4		〃	C	3	3	〃
42	〃	大谷町	外山				〃		市	〃	10	9	〃
43	〃	若山町宇都山	通伝				2		農	〃	2	1	〃
44	〃	〃中	柿田				3		県、市	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃〃					4		県	〃	〃	〃	〃
46	〃	〃〃			13				〃	B	3	〃	〃
47	〃	〃〃					4		〃	C	〃	〃	〃
48	〃	〃鈴内	川坂谷内				1		市	〃	〃	〃	〃
49	珠洲市	若山町鈴内	川坂谷内				3		県	C	1	〃	無
50	〃	〃〃	鈴内山岸			7			〃	〃	〃	〃	〃
51	〃	〃〃	〃		11			1	市	A	3	3	〃
52	〃	〃〃	〃			9			〃	C	4	4	〃
53	〃	〃大坊				6			国	〃	3	1	〃
54	〃	〃宇都山			15				国、市	A	6	2	〃
55	〃	〃延武				9			国、農	C	〃	1	〃
56	〃	〃〃				7			国、市	〃	4	〃	〃

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
57	〃	〃　火　宮				6			〃	B	〃	2	〃
58	〃	〃　　〃			10				〃	A	2	1	〃
59	〃	〃　古　蔵			34			3	〃	B	7	〃	〃
60	〃	〃　経　念	経念山岸			8			〃	〃	6	〃	〃
61	〃	〃　　〃	〃			9			市	C	5	〃	〃
62	〃	〃　　向					3		〃	〃	1	〃	〃
63	〃	〃　　〃				5			〃	〃	5	〃	〃
64	〃	〃　経　念	経念川辺			8			国、市	〃	2	〃	〃
65	〃	三崎町杉山				6			市	〃	1	〃	〃
66	〃	〃　　〃				8			〃	〃	2	2	〃
67	〃	正院町岡田			10				県	B	〃	〃	〃
68	〃	〃　　〃					4		県、市	C	1	1	〃
69	〃	〃　　〃					3		県	〃	〃	〃	〃
70	〃	〃　　〃					4		市	〃	2	〃	〃
71	〃	若山町鈴内	鈴内山岸				〃		〃	〃	1	〃	〃
72	〃	〃　　〃				6			〃	〃	2	〃	〃
73	〃	岩　坂　町				9			〃	〃	3	〃	〃
74	〃	〃					2		〃	〃	1	〃	〃
75	珠洲市	岩　坂　町					4		市	C	1	1	無
76	〃	正院町飯塚				5			〃	〃	3	〃	〃
77	〃	〃　　〃				8		2	〃	B	〃	〃	〃
78	〃	〃　　〃	向　　井			5			〃	C	2	〃	〃
79	〃	若山町広栗	広栗山岸			6			〃	〃	〃	〃	〃
80	〃	〃　　〃			10				〃	B	5	〃	〃
81	〃	〃　中　田			13				〃	A	4	〃	〃
82	〃	〃　出　田	井田川岸				4		〃	C	1	〃	〃
83	〃	〃　　〃	〃			9			国、市	B	3	〃	〃
84	〃	〃　　〃	〃		11				市	A	6	4	〃
85	〃	飯　田　町						1		B	2	1	〃
86	〃	上戸町北方					2			C	〃	〃	〃
87	〃	〃　寺　社	永　禅　寺				1		市	〃	1	〃	〃
88	〃	若山町広栗					3	1	〃	B	3	〃	〃

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
89	〃	正院町小路					1	〃	〃	〃	2	2	〃
90	〃	若山町出田	脇田谷内		10				〃	〃	3	1	〃
91	〃	飯田町			30			3	〃	〃	5	〃	〃
92	〃	三崎町小泊			19			1	県	〃	2	〃	〃
93	〃	〃 雲津				6			〃	C	1	〃	〃
94	〃	上戸町寺社	清水				1		市	〃	〃	〃	〃
95	〃	〃 〃	〃				2		〃	〃	〃	〃	〃
96	〃	〃 〃	〃			8			〃	〃	3	〃	〃
97	〃	〃 南方	随念			7			〃	〃	1	〃	〃
98	〃	〃 〃	〃				3		〃	〃	〃	〃	有
99	〃	〃 〃	〃				1		〃	〃	〃	〃	無
100	〃	〃 〃	〃				2		〃	〃	2	〃	〃
101	珠洲市	上戸町南方	名ヶ谷内				2		市	C	1	1	無
102	〃	〃 〃	谷崎			6			国	〃	2	〃	〃
103	〃	宝立町春日野	中ノ釜			8			〃	〃	1	〃	〃
104	〃	〃 〃	大畠				2		市	〃	〃	〃	〃
105	〃	〃 〃	高井			8			〃	〃	〃	〃	〃
106	〃	〃 〃	中野			〃			〃	〃	〃	〃	〃
107	〃	〃 〃	見鳥			〃			〃	〃	〃	〃	〃
108	〃	〃 柏原	柏原			9			〃	〃	2	〃	〃
109	〃	〃 〃	坪根				2		〃	〃	〃	〃	〃
110	〃	〃 大町泥木	大町				3		〃	〃	1	〃	〃
111	〃	〃 〃	〃			8			〃	B	3	3	〃
112	〃	〃 〃	泥木				4		県	C	〃	1	〃
113	〃	〃 馬渡	二艘舟				2		市	〃	1	〃	〃
114	〃	〃 〃	長谷				〃		〃	〃	3	〃	〃
115	〃	〃 柏原	菅沢			5			県	〃	1	〃	〃
116	〃	〃 〃	善野		10				県、市	B	〃	〃	〃
117	〃	〃 〃	〃		11				〃	A	2	〃	〃
118	〃	〃 〃	打呂				0		市	C	1	〃	〃
119	〃	〃 馬渡	二口				2		農	〃	〃	〃	〃
120	〃	〃 柏原	郷			6			県	〃	2	〃	〃

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
121	〃	〃	〃		14				県、市	B	〃	〃	〃
122	〃	〃	鳥屋尾			8			林	〃	〃	2	〃
123	〃	〃	石尾谷内			6			〃	C	1	1	〃
124	〃	〃	〃				3		市	〃	〃	〃	〃
125	〃	〃	鵜島		13				国	B	4	〃	有
126	〃	〃	〃				4	1	〃	〃	1	〃	〃
127	珠洲市	宝立町柏原	鵜島				4		国	C	1	1	無
128	〃	〃 馬渡	垂木				2		市	B	2	〃	〃
129	〃	〃	〃				4		〃	〃	3	2	〃
130	〃	〃	二口				0		農	C	1	1	〃
131	〃	〃	〃				1		市	〃	〃	〃	〃
132	〃	〃	是久				3		農	〃	〃	〃	〃
133	〃	〃	〃			7			〃	〃	2	〃	〃
134	〃	〃	〃			5			〃	〃	1	〃	〃
135	〃	〃	〃				1	1	〃	B	〃	〃	〃
136	〃	〃	馬渡		11				〃	〃	3	〃	〃
137	〃	〃	〃				2		〃	C	1	〃	〃
138	〃	〃	〃			8			市、農	〃	〃	〃	〃
139	〃	若山町大坊				6			県	B	2	2	〃
140	〃	正院町平床				8			市	C	〃	〃	〃
141	〃	三崎町杉山			13				県、市	B	〃	1	〃
142	〃	〃			14			1	市	〃	〃	〃	〃
143	〃	上戸町南方	神道			5			県	C	〃	〃	〃
144	〃	宝立町柏原	是国			7			市	〃	〃	2	〃
145	〃	〃	助正		10				〃	B	〃	1	〃
146	〃	〃	鳥越			7			農	C	〃	2	〃
147	〃	片岩町	片岩				1		市	〃	8	7	〃
148	〃	馬緤町	南出			6			〃	〃	4	4	有
149	〃	東山中町	渡瀬				1		〃	〃	1	1	無
150	〃	三崎町大屋				5			〃	〃	2	2	〃
151	〃	東山中町	渡瀬				4			〃	〃	1	〃
152	〃	正院町岡田					〃			〃	〃	〃	〃

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		調査地区	危険地区（85点以上メッシュ）	
153	珠洲市	若山町中田	井林		11					A	1	1	無
154	〃	〃向	大美和		10					〃	4	〃	〃
155	〃	上戸町南方	穴釜			7			県	〃	2	〃	〃
156	〃	正院町	飯塚				3		市	C	〃	2	〃
157	〃	〃	岡田		10				県	B	4	〃	〃
158	〃	若山町	鈴内				4		市	C	1	1	〃

合計	A		B		C		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
	11	37	41	162	106	231	158	430

山腹崩壊危険地区危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

危険度は、危険度点数を求め、その点数によりＡ、Ｂ、Ｃにランク区分する。

ただし、既設工事によって既成している地点は点数にかかわらず危険度Ｃとする。

ランク	危険度点数
A	15.0～
B	12.0～14.9
C	8.5～11.9

２　崩壊土砂流出危険地域

（１）民有林

（県農林水産部森林管理課
平成１６年３月３１日現在）

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路			
1	珠洲市	折戸町	折戸		28				県、農	B	3.00	有
2	〃	川浦町							県	C	0.06	〃
3	〃	狼煙町	元川		12				県、農	A	2.28	無
4	〃	三崎町寺家	大迫谷			6			〃	C	1.80	〃
5	〃	清水町	清水			8			国	B	0.24	有
6	〃	大谷町				6			市、農	〃	0.42	無
7	〃	馬緤町	泊			5			県	C	0.63	有
8	〃	〃	赤神				1		〃	〃	0.12	〃
9	〃	〃	〃				2		〃	〃	0.36	無
10	〃	大谷町					〃		国、県	〃	0.54	有
11	〃	〃					4	1	国	A	0.24	無
12	〃	〃			11			2	県	〃	0.18	有
13	〃	〃			23				国	〃	〃	〃
14	〃	馬緤町			15				県、市	B	0.45	〃
15	〃	〃			12				〃	A	0.27	〃
16	〃	〃			〃				〃	B	0.36	〃
17	〃	〃	石神		30				〃	A	0.96	有
18	〃	高屋町			15				〃	B	2.40	〃
19	〃	折戸町					2		県、農	C	2.61	〃
20	〃	岩坂町				5			市、農	〃	1.44	〃
21	〃	川浦町	前川		15				県、農	B	2.40	無
22	〃	折戸町			16			2	〃	〃	2.28	〃
23	〃	唐笠町	唐笠				1		県	C	1.44	有
24	〃	東山中町	渡瀬		15				市、林	B	0.90	〃
25	〃	三崎町大屋				7			市、農	C	〃	〃
26	珠洲市	三崎町大屋				〃			〃	〃	0.54	無
27	〃	三崎町粟津	下大屋			8			〃	〃	1.68	有

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路			
28	〃	東山中町	洲巻			7			県、農	〃	0.81	〃
29	〃	唐笠町	大山田			〃			〃	〃	1.44	無
30	〃	正院町岡田			18				〃	A	0.36	有
31	〃	三崎町粟津				5			市、農	C	1.95	無
32	〃	真浦町				6			国	B	1.70	有
33	〃	仁江町			14				〃	A	0.81	〃
34	〃	清水町	藤尾			6			〃	C	1.68	〃
35	〃	仁江町							〃	〃	〃	〃
36	〃	大谷町	角間			7			市、農	B	2.04	〃
37	〃	若山町北山			10				県、市	A	0.30	〃
38	〃	大谷町	西谷				4		市	C	0.36	〃
39	〃	大谷町				7			県	B	0.63	〃
40	〃	若山町大坊				9			国	C	1.80	無
41	〃	若山町上正力			19				県、市	A	0.24	有
42	〃	若山町中	柿田			9			県	C	1.44	無
43	〃	若山町大坊				8			農	〃	1.80	〃
44	〃	若山町中					4		市、農	〃	0.30	〃
45	〃	若山町鈴内	川坂谷内				〃		県、農	B	0.36	有
46	〃	若山町宇都山	通伝		11				国、県	〃	0.54	〃
47	〃	若山町火宮			22			1	国、市	〃	3.60	〃
48	〃	若山町経念			12			〃	〃	〃	0.42	無
49	〃	若山町古蔵			18			2	〃	A	0.24	〃
50	〃	若山町向				9			〃	B	0.72	有
51	〃	若山町上山	弥十郎			8			県、市	C	〃	〃
52	〃	若山町上山	緑莚			9			県	B	〃	〃
53	珠洲市	若山町大坊				8			国	B	1.26	有
54	〃	若山町中	真吉			9			県、市	C	〃	無
55	〃	若山町中	兼政		17				市、農	A	0.90	〃
56	〃	若山町経念	井林		10				国	B	0.63	〃
57	〃	若山町古蔵			14			1	市、農	〃	0.72	有
58	〃	上戸町南方	清水			8		〃	〃	〃	2.40	〃
59	〃	上戸町北方			22				国	〃	1.68	〃

地域別整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
	市町村	大字	字	人家50戸以上	10～49戸	5～9戸	4戸以下	公共施設（道路除く）	道路			
60	〃	上戸町寺社			29			3	〃	〃	1.92	無
61	〃	上戸町南方	石坂			8			市、農	C	1.80	有
62	〃	宝立町春日野	加護			6			〃	B	1.62	無
63	〃	宝立町柏原	菅沢			7			県	〃	2.40	有
64	〃	宝立町春日野	法住寺			5			市	C	1.56	〃
65	〃	宝立町柏原	打呂				3		県	〃	2.40	〃
66	〃	宝立町柏原	小屋			8			〃	B	0.72	無
67	〃	宝立町柏原	善野		18				〃	A	〃	〃
68	〃	宝立町柏原	〃		30				〃	〃	0.27	〃
69	〃	宝立町柏原春日野	下鳥越				1		市、農	C	1.80	有
70	〃	宝立町柏原大町泥木	大町		11				県、市	A	1.56	〃
71	〃	宝立町柏原柏原	菅田		12				県	B	〃	無
72	〃	宝立町柏原柏原	坪根		〃				〃	〃	1.22	〃
73	〃	宝立町柏原柏原	〃		〃				〃	A	0.45	〃
74	〃	宝立町柏原柏原	黒峰		10			1	県、農	B	2.16	〃
75	〃	川浦町					2		県	C	0.18	〃
76	〃	若山町鈴内	鈴内山崎				4		県	C	0.32	無
77	〃	若山町中				5			〃	B	0.60	〃
78	〃	若山町吉ヶ池				9			〃	C	4.08	〃
79	〃	大谷町	西谷						市	〃	0.66	〃
80	珠洲市	三崎町	粟津		10				市	B	0.36	無
81	〃	三崎町	〃		〃				〃	〃	0.24	〃
82	〃	大谷町	名ヶ谷		〃				〃	〃	0.36	〃
83	〃	若山町	白滝			6			市、林	C	0.30	〃
84	〃	若山町	出田	50					県、市	B	〃	〃
85	〃	若山町	宗末		30				〃	〃	0.25	〃

合計	A		B		C		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
	16	9.96	36	43.58	33	40.46	85	94

崩壊土砂流出危険地区危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

危険度は、危険度点数を求め、その点数によりＡ、Ｂ、Ｃにランク区分する。

ただし、既設工事によって既成している地点は点数にかかわらず危険度Ｃとする。

ランク	危険度点数
A	17.0～
B	13.0～16.9
C	9.0～12.9

３　雪崩危険箇所・区域

（１）雪崩発生危険箇所

凡　例　　法律指定
　砂　：　砂防指定地
　地　：　地すべり防止区域
　急　：　急傾斜地崩壊危険区域
　保　：　保安林

（県土木部砂防課
平成１６年３月３１日現在）

番号	箇所名	位置	平均勾配θ1	最急勾配θ2	斜面高さ（m）	発生源標高（m）	人家戸数	公共的建物	数量（戸）	公共施設	数量（m）	法律指定
1	狼煙新	珠洲市狼煙新町	45	55	20	30	11	宿泊所	1	県道	160	
2	狼煙	珠洲市狼煙町	20	40	10	20	12			〃	220	
3	横山	珠洲市狼煙町	〃	45	20	65	10			市道	150	
4	川浦１号	珠洲市川浦町	40	〃	45	70	5			〃	160	急
5	川浦２号	珠洲市川浦町	〃	50	〃	〃	9			〃	300	〃
6	川浦３号	珠洲市川浦町	〃	〃	40	〃	5			県道	320	〃
7	洲崎	珠洲市折戸町	25	45	20	50	13			市道	200	
8	折戸１号	珠洲市折戸町	45	55	〃	40	5	警察	1	県道	200	地
9	折戸２号	珠洲市折戸町	30	45	30	50	23	公民館	〃	〃	220	急
10	折戸３号	珠洲市折戸町	〃	40	20	90	5			〃	150	地
11	木の浦	珠洲市折戸町	40	50	30	50	7	宿泊所	1	市道	220	〃
12	唐笠	珠洲市唐笠町	35	45	〃	220	5			〃	〃	
13	高屋	珠洲市高屋町	40	50	80	90	〃			県道	300	急
14	小浦出	珠洲市高屋町	45	〃	10	20	8			市道	150	地
15	笹波	珠洲市笹波町	35	45	50	200	5			〃	〃	砂、地
16	鰐崎	珠洲市馬緤町	25	30	20	40	5			県道	80	
17	馬緤１号	珠洲市馬緤町	〃	〃	〃	50	9			市道	200	砂
18	馬緤２号	珠洲市馬緤町	35	40	30	45	2			〃	150	
19	仲平山	珠洲市馬緤町	20	45	20	50	5			〃	200	
20	国永出	珠洲市馬緤町	40	〃	〃	30	6			県道	120	砂
21	泊	珠洲市馬緤町	40	50	40	60	8			市道	180	
22	赤神１号	珠洲市馬緤町	〃	40	90	100	〃			県道	220	
23	赤神２号	珠洲市馬緤町	〃	〃	50	60	6			〃	120	

番号	箇所名	位置	平均勾配θ1	最急勾配θ2	斜面高さ（m）	発生源標高（m）	人家戸数	公共的建物	数量（戸）	公共施設	数量（m）	法律指定
24	大谷１号	珠洲市大谷町	40	45	50	80	22	学校	1	国道	200	急
25	大谷２号	珠洲市大谷町	〃	〃	30	50	5			市道	240	急
26	森吉１号	珠洲市大谷町	30	40	40	90	〃			県道	220	地
27	森吉２号	珠洲市大谷町	〃	45	30	50	6			市道	250	〃
28	大谷３号	珠洲市大谷町	40	〃	50	80	〃			〃	180	急
29	上浜	珠洲市大谷町	25	50	30	〃	29	警察	1			〃
30	長橋	珠洲市長橋町	30	45	15	30	8			国道	150	地
31	坂石山	珠洲市長橋町	〃	〃	80	250	5			市道	〃	
32	赤島	珠洲市片岩町	〃	〃	〃	100	7			国道	220	
33	角間	珠洲市大谷町	〃	40	30	230	5					
34	片岩１号	珠洲市片岩町	40	45	20	50	6			国道	180	
35	片岩２号	珠洲市片岩町	25	35	〃	〃	22			〃	〃	
36	清水	珠洲市清水町	〃	〃	80	150	11			〃	200	地
37	吉森	珠洲市清水町	30	45	60	70	5			〃	150	〃
38	仁江１号	珠洲市仁江町	40	〃	130	180	10			〃	200	
39	仁江２号	珠洲市仁江町	〃	50	70	80	11			〃	〃	
40	真浦１号	珠洲市真浦町	〃	〃	130	200	5			〃	130	地、急
41	真浦２号	珠洲市真浦町	60	80	90	100	〃	宿泊所	1	〃	260	急
42	上野	珠洲市三崎町寺家	40	45	10	20	〃					
43	塩津	珠洲市三崎町寺家	45	50	20	40	〃			市道	120	
44	下出	珠洲市三崎町寺家	〃	80	10	20	7	郵便局	1	県道	150	急
45	粟津	珠洲市三崎町粟津	50	50	〃	〃	20			市道	〃	
46	井田	珠洲市三崎町森腰	45	〃	〃	〃	5			〃	280	
47	渡瀬	珠洲市東山中町	〃	45	30	80	〃			〃	200	
48	洲巻	珠洲市東山中町	50	50	25	130	6			県道	270	
49	杉山	珠洲市三崎町杉山	45	〃	10	40	9			市道	300	
50	平床	珠洲市正院町平床	20	20	〃	30	〃			〃	200	
51	山田谷内	珠洲市正院町飯塚	30	40	〃	40	5			〃	380	
52	岡田１号	珠洲市正院町岡田	40	45	20	50	〃			県道	150	
53	岡田２号	珠洲市正院町岡田	20	40	30	50	5			国道	70	
54	飯塚	珠洲市正院町飯塚	50	50	40	〃	8			市道	320	
55	岩坂１号	珠洲市岩坂町	40	〃	30	40	〃	公民館	1	〃	400	
56	岩坂２号	珠洲市岩坂町	30	45	40	60	5			〃	120	

番号	箇所名	位置	平均勾配θ1	最急勾配θ2	斜面高さ（m）	発生源標高（m）	人家戸数	公共的建物	数量（戸）	公共施設	数量（m）	法律指定
57	岩坂３号	珠洲市岩坂町	35	40	20	40	6			〃	180	
58	岩坂４号	珠洲市岩坂町	25	30	30	50	5			〃	250	
59	ニの谷１号	珠洲市若山町鈴内	30	40	25	〃	10			〃	300	
60	ニの谷２号	珠洲市若山町鈴内	35	45	20	〃	6			〃	250	
61	鈴内山岸１	珠洲市若山町鈴内	45	50	30	〃	5			〃	50	
62	鈴内山岸２	珠洲市若山町鈴内	50	55	40	70	9			〃	200	砂
63	広栗１号	珠洲市若山町広栗	30	45	20	30	5					
64	広栗２号	珠洲市若山町	〃	30	30	40	〃			市道	250	
65	経念山岸	珠洲市若山町経念	〃	45	40	60	〃			〃	170	
66	経念	珠洲市若山町経念	45	60	〃	50	7			国道	420	
67	古蔵	珠洲市若山町古蔵	30	35	20	〃	2	郵便局	1	市道	120	
68	中田	珠洲市若山町中田	40	50	〃	〃	13			〃	70	
69	火宮	珠洲市若山町火宮	〃	〃	50	100	5			〃	150	
70	向	珠洲市若山町向	〃	45	20	50	〃			〃	180	
71	延武	珠洲市若山町延武	30	40	10	〃	6			〃	100	
72	宇都山	珠洲市若山町宇都山	25	〃	〃	60	5			国道	150	
73	大坊	珠洲市若山町大坊	〃	35	20	70	〃			市道	50	砂
74	中	珠洲市若山町中	〃	40	〃	90	6			県道	150	〃
75	上正力	珠洲市若山町上正力	30	45	10	160	5			市道	200	
76	南山	珠洲市若山町南山	35	〃	15	215	7			〃	250	砂、地
77	白滝	珠洲市若山町白滝	〃	50	10	260	6			〃	250	砂、地
78	洲巻	珠洲市若山町洲巻	30	45	20	310	5			〃	70	〃
79	出田山岸１号	珠洲市若山町出田	40	50	40	50	5			〃	220	
80	出田山岸２号	珠洲市若山町出田	45	〃	35	45	7			〃	240	
81	脇田谷内	珠洲市若山町出田	35	45	20	30	5			〃	180	
82	飯田城山	珠洲市飯田町	45	50	30	40	15	学校	1	〃	270	
83	春日団地	珠洲市上戸町北方	30	40	20	30	10			〃	100	
84	北方	珠洲市上戸町北方	50	55	〃	〃	15	役場	1	〃	220	
85	寺社	珠洲市上戸町寺社	45	50	30	45	6			〃	150	
86	上戸清水	珠洲市上戸町南方	30	45	20	40	〃			〃	〃	
87	随念	珠洲市上戸町南方	35	〃	〃	30	9			〃	120	
88	名ヶ谷	珠洲市上戸町南方	〃	〃	〃	〃	11			〃	200	
89	谷崎	珠洲市上戸町南方	45	60	〃	〃	7			国道	〃	

番号	箇所名	位置	平均勾配θ1	最急勾配θ2	斜面高さ(m)	発生源標高(m)	人家戸数	公共的建物	数量(戸)	公共施設	数量(m)	法律指定
90	大畠	珠洲市宝立町南黒丸	〃	55	〃	〃	〃			〃	100	
91	中野	珠洲市宝立町南黒丸	30	45	〃	35	8			市道	250	
92	高井１号	珠洲市宝立町南黒丸	25	〃	30	40	7			市道	100	
93	高井２号	珠洲市宝立町南黒丸	〃	40	20	30	9					
94	見鳥	珠洲市宝立町春日野	35	50	〃	〃	8			市道	240	
95	柏原	珠洲市宝立町柏原	〃	〃	〃	〃	13			〃	260	
96	郷	珠洲市宝立町柏原	〃	40	50	80	10			〃	220	
97	鳥越	珠洲市宝立町柏原	30	45	30	〃	6			〃	180	
98	善野	珠洲市宝立町南黒丸	40	50	20	100	8			県道	240	
99	泥の木	珠洲市宝立町南黒丸	30	45	70	210	6			〃	260	
100	大町	珠洲市宝立町南黒丸	40	45	90	300	9			市道	350	
101	鵜島１号	珠洲市宝立町鵜島	〃	〃	40	50	21					
102	鵜島２号	珠洲市宝立町鵜島	〃	〃	30	40	6	郵便局	1	市道	200	急
103	宗玄	珠洲市宝立町宗玄	〃	60	20	30	9					
104	是久１号	珠洲市宝立町南黒丸	35	40	30	170	5			県道	200	
105	是久２号	珠洲市宝立町南黒丸	40	50	10	160	5			県道	230	
106	馬渡１号	珠洲市宝立町馬渡	〃	45	40	230	8			市道	180	
107	馬渡２号	珠洲市宝立町馬渡	45	50	20	200	5			県道	280	

（２）雪崩発生危険地区

（県農林水産部森林管理課　平成１６年３月３１日現在）

地域別整理番号	市町名	位置	地形		被害が予想される施設数		森林法指定
			斜面の勾配(度)	斜面方位	人家(戸)	公共施設(m)	
1	珠洲市	宝立町大町	25	南東		市道 300	
2	〃	若山町延武	30	南西		市道 300	
3	〃	大谷町	35	南東		市道 250	
4	〃	若山町洲巻	30	北西		市道 400	
合計		４箇所					

４　注意、観察を要するため池

平成２５年度から平成２７年度にかけて実施した、ため池一斉点検の結果に基づく注意、観察を要するため池は次のとおりである。

対　象：受益面積 0.5ha 以上のため池
基　準：豪雨および地震に対してそれぞれ点検し、総合判定を決定
判　定：Ａ：注意・観察の必要性：高
　　Ｂ：注意・観察の必要性：中
　　Ｃ：注意・観察の必要性：低

（珠洲市産業振興課
令和４年４月１日）

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
1	A	若山ダム	若山町上山	25.40	87.15	486,000	3.0
2	A	杉山ダム	三崎町杉山	13.10	62.00	130,000	169.0
3	A	猿ヶ谷池	岩坂町	7.00	128.00	241,000	30.0
4	A	蛸島の大池	三崎町細屋	4.00	194.00	130,000	55.0
5	A	鴻ノ巣	三崎町本	4.50	83.00	72,000	10.0
6	A	亀ヶ谷	野々江	5.70	109.00	105,000	43.0
7	A	穴釜	上戸町南方	9.60	48.00	60,000	25.0
8	A	脇田谷内	若山町出田	5.30	46.30	22,800	3.0
9	B	荒池	三崎町雲津	4.10	70.00	19,400	5.8
10	B	赤間田	三崎町細屋	2.90	74.00	8,000	8.0
11	B	セナガチ	正院町岡田	0.08	88.00	28,000	12.0
12	B	よし池	若山町二子	1.70	40.00	1,700	5.0
13	B	赤藻	若山町鈴内	3.30	96.00	18,800	6.0
14	B	札谷内	若山町広栗	6.60	80.00	32,000	26.0
15	B	坂谷内	上戸町北方	10.70	77.00	38,000	11.0
16	B	広谷	上戸町寺社	7.80	45.00	10,000	6.7
17	B	勝茂	宝立町南黒丸	7.70	45.00	13,000	7.0
18	B	七歩	正院町飯塚	3.30	78.00	11,000	8.0
20	B	尻池	三崎町粟津	2.30	29.70	500	4.0
21	B	池筒	三崎町杉山	2.70	65.00	11,700	3.0

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
22	B	坪根大池	宝立町坪根	3.00	19.00	1,700	1.0
23	B	赤坂の池	宝立町見鳥	5.00	31.00	2,800	2.0
24	B	堤池	真浦町	2.80	37.00	3,300	3.0
25	B	親地の池(下)	馬縅町鰐崎	3.00	48.00	1,600	2.0
26	C	雁の池	三崎町森腰	5.60	230.00	161,000	60.0
27	C	坂石山	長橋町	3.50	45.00	3,400	3.0
28	C	作ヶ平	大谷町作ヶ平	2.50	33.00	3,600	2.0
29	C	三ツ子	笹波町	3.80	81.00	30,000	7.3
30	C	子新谷	狼煙町横山	10.00	35.50	24,000	17.0
31	C	柿ノ木谷内	狼煙町横山	6.50	55.00	4,000	15.0
33	C	猿田の池	三崎町寺家	3.70	34.00	3,400	7.0
34	C	白潟	三崎町粟津	3.40	51.00	4,400	11.0
35	C	芳ケ谷内池	三崎町粟津	4.30	67.00	9,800	8.0
36	C	新四郎池	三崎町粟津	2.00	80.00	25,000	26.0
37	C	味噌池	三崎町杉山	2.00	40.00	28,000	6.0
38	C	瀬波	三崎町伏見	3.80	60.00	12,600	7.0
39	C	青木作	三崎町細屋	4.00	60.00	4,270	7.0
40	C	ニ堤池	正院町川尻	3.30	20.00	8,000	6.0
41	C	八ノ谷	正院町川尻	4.80	134.00	34,000	11.0
42	C	金筋	岩坂町	4.20	70.00	9,100	5.0
44	C	吉ヶ池	若山町吉ヶ池	4.80	45.50	28,000	10.0
45	C	岡の坊用水池	若山町宇都山	10.30	36.00	5,300	4.0
46	C	大池	若山町向	5.00	41.00	2,200	3.0
47	C	瀬戸ヶ谷内	若山町古蔵	7.20	74.00	13,140	13.0
48	C	樋谷内	若山町鈴内（川坂谷内）	7.50	38.00	8,400	15.0
49	C	柳谷内	若山町鈴内	4.50	38.00	4,600	6.0
50	C	脇谷内	若山町広栗	4.60	95.00	6,400	10.0
51	C	孝右衛門	若山町広栗	6.50	55.00	7,700	6.0
52	C	金堂	若山町出田	6.00	66.00	24,000	11.0

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
53	C	扇谷内	若山町出田	4.90	47.00	22,000	5.0
54	C	北方大池	上戸町北方	5.20	104.00	46,000	17.0
55	C	大谷尻	宝立町春日野	7.20	40.00	9,700	29.0
56	C	新池	三崎町杉山	5.90	48.00	10,000	4.0
57	C	鯨ヶ池	正院町飯塚	3.50	45.00	3,200	3.0
58	C	赤刈	正院町飯塚	2.00	72.50	14,000	4.0
59	C	小谷	上戸町寺社	3.80	32.00	3,400	2.0
60	C	長池	石神町	1.30	40.00	38,000	15.0
62	C	第一松川の池	三崎町杉山	4.00	25.00	2,300	2.0
63	C	谷の池	三崎町杉山	2.10	29.00	3,500	1.0
64	C	舟瀬池	正院町飯塚	4.00	55.00	8,200	2.0
65	C	堂ヶ谷内池	三崎町内方	2.60	26.00	2,600	3.0
66	C	曲谷内	三崎町小泊	2.40	34.00	1,000	2.0
67	C	雉ヶ谷池	三崎町引砂	2.70	36.00	2,500	2.0
68	C	三枚田	三崎町小泊	1.60	39.00	1,500	2.0
69	C	想津池	正院町川尻	2.90	56.00	6,700	4.0
70	C	深田	正院町川尻	3.60	56.50	8,200	2.0
71	C	神谷内	岩坂町	3.00	40.00	1,900	3.0
72	C	寺地池	若山町広栗	2.00	17.70	200	2.3
73	C	西の池	三崎町細屋	4.00	33.00	3,600	0.8
74	C	神子田	若山町経念	4.00	46.00	4,500	5.0
75	C	新田谷内	若山町経念	3.90	50.00	3,200	2.0
76	C	奥池	若山町向	3.60	24.80	6,900	2.8
78	C	アマンタ	若山町細屋	2.00	26.00	1,600	2.0
79	C	椀平池	上戸町南方	4.20	65.00	10,300	2.0
80	C	黒瀬の池	宝立町小屋	5.00	21.00	1,400	2.0
81	C	上の池	長橋町	4.00	32.00	1,500	7.0
82	C	百坂池	真浦町	4.20	24.00	2,400	1.0
83	C	谷仕切池	真浦町	4.00	41.00	1,800	2.0

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
84	C	サルヤ池	真浦町	9.00	26.00	5,500	1.0
85	C	大池	大谷町仲谷内	5.70	82.00	6,100	3.0
86	C	中池	大谷町仲谷内	5.00	37.00	1,400	3.0
87	C	新池	大谷町仲谷内	6.10	35.00	2,600	3.0
88	C	峠の池	大谷町仲谷内	9.00	47.00	1,800	10.0
89	C	白土ノ池	若山町南山	5.70	39.00	3,800	2.0
90	C	うしろぐちの池	若山町白滝	3.00	34.00	1,900	6.0
91	C	くるすの池	若山町洲巻	2.50	33.00	4,900	4.0
92	C	向方の池	若山町洲巻	3.90	76.00	2,200	6.0
93	C	奥の池	若山町二子	5.80	33.00	4,800	4.0
94	C	平池	若山町二子	3.10	5.00	3,100	3.0
95	C	家の前の池	若山町二子	1.70	25.00	300	0.5
96	C	柳層の池	若山町二子	1.80	14.10	700	1.5
97	C	新池	若山町二子	2.20	24.00	1,300	1.0
98	C	池田の池	若山町吉ヶ池	0.90	27.00	100	1.0
100	C	はちなくぼの池	若山町吉ヶ池	3.70	25.90	600	2.0
101	C	木戸口高池	若山町北山	6.00	44.00	8,000	5.0
102	C	下池	若山町北山	6.00	20.00	1,700	4.0
103	C	大平の池	上戸町北方	7.00	30.00	5,300	2.0
104	C	小山谷の池	若山町上正力	6.00	25.00	3,500	3.0
106	C	水道水源池	若山町向	9.20	34.00	3,700	2.0
107	C	かみやだの池２	若山町北山	3.00	20.00	300	0.5
108	C	川浦ダム	川浦町	11.10	28.50	12,000	5.0
109	C	総造りの池	折戸町木ノ浦	2.90	70.00	4,000	2.0
111	C	親地の池(上)	馬緤町鰐崎	3.00	21.00	1,200	2.0
112	C	みずくり池	東山中町洲巻	4.00	47.00	7,300	3.0
113	C	おさぶろ池	正院町岡田	3.50	38.00	7,700	4.0
114	C	深谷の池	正院町岡田	4.50	25.00	2,300	2.0
115	C	極道谷内の池	正院町岡田	5.80	32.00	9,500	4.0

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
116	C	宮田の池	正院町飯塚	2.00	40.00	1,400	4.0
117	C	焼山の池	正院町飯塚	2.20	29.00	1,500	2.0
118	C	岩坂ダム	岩坂町	31.70	158.00	850,000	253.0
119	C	不動池	正院町川尻	3.80	28.70	1,700	2.2
120	C	小づつみ池	大谷町仲谷内	5.30	27.00	1,600	3.0
121	C	山中田池	三崎町杉山	3.80	45.00	3,000	2.0

５　防災重点ため池

珠洲市における防災重点ため池は次のとおりである。

整理番号	判定	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)	受益地(ha)
1	A	杉山ダム	三崎町杉山	13.10	62.00	130,000	169.0
2	A	猿ヶ谷池	岩坂町	7.00	128.00	241,000	30.0
3	A	蛸島の大池	三崎町細屋	4.00	194.00	130,000	55.0
4	A	亀ヶ谷	野々江	5.70	109.00	105,000	43.0
5	C	雁の池	三崎町森腰	5.60	230.00	161,000	60.0
6	C	岡の坊用水池	若山町宇都山	10.30	36.00	5,300	4.0
7	C	岩坂ダム	岩坂町	31.70	158.00	850,000	253.0

※ 人家への被害判定は、珠洲市ため池ハザードマップ（平成 28 年 3 月作成）に基づく

【基準】

１　堤高１５m以上

２　堤高１０m以上又は貯水量１０万㎥以上であって、決壊した場合に人家・公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの。（石川県農林水産部農業基盤課「農業水利・防災事業便覧」より抜粋。）

６　石川県建築基準条例第３条に基づく災害危険区域

市町名	災害危険区域名	指定年月日	告示番号	区域面積(ha)	崖等の概要		
					勾配	高さ(m)	長さ(m)
珠洲市	真　　浦	昭和 52 年 3 月 4 日	第 116 号	0.60	45°	25	250
〃	大谷後町	昭和 59 年 4 月 20 日	第 260 号	1.45	〃	30	200
〃	小　　泊	〃	〃	1.54	40°	10～15	300
〃	寺家２号	昭和 63 年 7 月 8 日	第 417 号	1.90	45°～75°	6～21	298
〃	高　　屋	平成元年 6 月 16 日	第 371 号	4.00	45°	15～40	57
〃	大　　浜	平成 8 年 1 月 26 日	第 43 号				
〃	狼煙新町	平成 9 年 3 月 14 日	第 125 号				
〃	飯田城山	平成 11 年 10 月 29 日	第 577 号				
〃	火　　宮	平成 12 年 5 月 26 日	第 340 号	0.71	40°～45°	20～25	108
〃	大浜2号	平成 13 年 1 日 12 日	第 16 号	1.53	50°	20～22	275
〃	火宮2号	平成 14 年 3 月 15 日	第 131 号				

7　警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

地区	施設名	所在地	対象となる災害	
			土砂災害	洪水
飯田	飯田保育所	若山町出田 41 字 7 番地	急傾斜	－
飯田	ワークショップすず	飯田町５－９	－	若山川
若山	若山保育所	若山町火宮 8 部 1 番地	急傾斜	
若山	波の花デイサービスセンターサテライト	若山町上黒丸 4 字 29 番地 4	地すべり	
若山	鶴の恩返し珠洲	若山町出田 10－38－1		若山川
直	緑丘中学校	野々江町 6-1	土石流	
大谷	大谷小中学校	大谷町 1-78	急傾斜 土石流	

第４編　防災上注意すべき社会的条件

１　高圧ガス製造所・貯蔵所

（石川県危機管理監室消防保安課
平成３０年４月１日）

名称	事業所所在地	事業区分	ガス名	備考
ミライフ西日本（株）珠洲店	宝立町春日野丙－21－１	製造所（ＬＰ）	ＬＰガス	20 トン貯槽

２　登録ガス小売事業者

（資源エネルギー庁ホームページから抜粋）

登録ガス小売事業者		供給先			
名称	所在地	所在地	名称	貯蔵量	対象戸数
(株)リビック能登	七尾市田鶴浜町に部 24 番地	上戸町北方 27 字 47－2	コーポ晴気台	1,500	81

※ 対象戸数は、80 戸及び集会所。

３　プロパンガス貯蔵取扱所

（令和３年４月１日現在）

名称	取扱品目	所在地	代表者名	連絡方法
笠原商店	プロパンガス	宝立町宗玄 24-29	笠原　克巳	84－1604
ミライフ西日本(株)珠洲店	〃	宝立町春日野丙 21-1	田中　真市	84－2255
越後燃料店	〃	宝立町鵜飼 3 部 12 番地	越後　正一	84－1418
濱野燃料店	〃	飯田町 15-74	濱野　重雄	82－0105
(株)アンヨウジ	〃	飯田町 15 部 61 番甲地	安用寺 伯文	82－0015
(株)山口勇商店	〃	飯田町 7 部 83 番地	山口　励	82－2111
浜塚商店	〃	正院町正院 19-1-4	浜塚　慶次	82－5465
畑燃料店	〃	正院町正院 17-6	畑　哲次	82－0625
道下石油店	〃	蛸島町レ部 121 番地	道下　泰彦	82－1229
珠洲市農業協同組合LPG 配送センター	〃	若山町出田 36-1-1	表野　悦夫	82－4209
川端商店	〃	大谷町 1-92-11	川端　孝	87－2384

４　石油類貯蔵所・取扱所

（令和３年４月１日現在）

区分	設置場所	名称	品名・数量
屋外タンク貯蔵所	宝立町鵜島	越後石油	灯油　29,800ℓ 重油　9,500ℓ
〃	宝立町鵜飼	珠洲市農協宝立給油所	灯油　30,000ℓ
〃	宝立町鵜飼	石川県漁業協同組合 すず支所宝立出荷場	軽油　20,000ℓ 重油　30,000ℓ
〃	上戸町北方	協和石油(上戸)	廃油　20,000ℓ 軽油　20,000ℓ 灯油　30,000ℓ×２
〃	飯田町	株式会社ソーシン	灯油　70,000ℓ×２ 重油　70,000ℓ×２
〃	熊谷町	珠洲市バイオマスメタン発酵施設	灯油　2,300ℓ
〃	正院町	石川県漁業協同組合すず支所	軽油　100 kℓ 重油　200 kℓ 重油　100 kℓ
〃	蛸島町	(株)鍵主工業	重油　15,000ℓ×２
〃	蛸島町	(株)道下石油	重油　10,000ℓ
〃	三崎町雲津	矢野石油株式会社	灯油　30,000ℓ 軽油　30,000ℓ 重油　30,000ℓ
〃	三崎町雲津	(株)浜野水産	重油　10,000ℓ
〃	狼煙町	石川県漁業協同組合すず支所 狼煙集荷場	軽油　9,800ℓ
〃	若山町中	（株）グリーンテック	重油　19,500ℓ
〃	若山町出田	珠洲市農業協同組合燃料供給 センター	軽油　30,000ℓ 灯油　30,000ℓ
〃	若山町火宮	珠洲市農業協同組合 （若山ライスセンター）	灯油　1,900ℓ
〃	高屋町	石川県漁業協同組合 すず支所（高屋出張所）	軽油　30,000ℓ
地下タンク貯蔵所	宝立町宗玄	宗玄酒造（株）	灯油　5,000ℓ 重油　5,000ℓ
〃	宝立町鵜島	越後石油	軽油　20,000ℓ 灯油　30,000ℓ
〃	宝立町鵜飼	飯田高校宝立校舎 七尾特別支援学校珠洲分校	重油　6,000ℓ
地下タンク貯蔵所	宝立町鵜飼	国民宿舎のとじ荘	灯油　1,900ℓ
〃	宝立町春日野	特別養護老人ホーム長寿園	灯油　3,000ℓ

区分	設置場所	名称	品名・数量
〃	宝立町春日野	新越部品株式会社 珠洲工場	灯油　9,600ℓ
〃	上戸町南方	協和石油(株)	廃油　10,000ℓ
〃	上戸町南方	クロス工業(株)能登工場	灯油　9,500ℓ
〃	上戸町北方	珠洲市役所	灯油　8,000ℓ
〃	上戸町北方	珠洲警察署	灯油　1,900ℓ
〃	飯田町	飯田小学校	重油　8,000ℓ
〃	飯田町	珠洲商工会議所	灯油　3,000ℓ
〃	野々江町	石川県珠洲土木事務所	重油　3,000ℓ
〃	野々江町	飯田高校	重油　10,000ℓ
〃	野々江町	緑丘中学校	灯油　8,000ℓ
〃	野々江町	珠洲市総合病院	軽油　7,000ℓ 軽油　10,000ℓ
〃	蛸島町	珠洲市斎場	灯油　3,000ℓ
〃	三崎町宇治	三崎中学校	重油　4,000ℓ
〃	三崎町宇治	みさきデイサービスセンター	灯油　3,000ℓ
〃	三崎町小泊	弘生福祉会　美笑苑	灯油　7,000ℓ
〃	折戸町	旧珠洲市立日置小中学校（休止）	重油　5,000ℓ
〃	大谷町	波の花デイサービスセンター	灯油　1,900ℓ
一般取扱所	宝立町鵜島	越後石油	灯油　2,000ℓ 重油　3,900ℓ 軽油　2,000ℓ
〃	宝立町鵜飼	宝立小中学校	灯油　3,000ℓ
〃	宝立町鵜飼	珠洲市農協宝立給油所	灯油　4,900ℓ
〃	上戸町北方	協和石油(株)	灯油　3,000ℓ 重油　6,000ℓ
〃	上戸町寺社	上戸小学校	灯油　3,000ℓ
〃	飯田町	(株)ソーシン	灯油　2,000ℓ 重油　15,000ℓ
〃	飯田町	(株)アンヨウジ	灯油　9,500ℓ
〃	飯田町	濱野燃料店	灯油　9,600ℓ
〃	野々江町	直小学校	灯油　2,000ℓ
〃	野々江町	珠洲市総合病院	軽油　3,620ℓ
〃	正院町	畑燃料店	灯油　9,500ℓ
一般取扱所	正院町	正院小学校	灯油　3,000ℓ
〃	蛸島町	蛸島小学校	灯油　5,000ℓ
〃	三崎町粟津	みさき小学校	灯油　2,000ℓ
〃	三崎町雲津	矢野石油	灯油　4,000ℓ 軽油　2,000ℓ 重油　2,000ℓ

区分	設置場所	名称	品名・数量
一般取扱所	若山町古藏	若山小学校	灯油　5,000ℓ
〃	若山町中	(株)グリーンテック	重油　4,312ℓ
〃	若山町出田	珠洲市農業協同組合 燃料供給センター	灯油　6,000ℓ 重油　4,800ℓ 軽油　1,400ℓ
〃	高屋町	石川県漁業協同組合高屋出張所	軽油　4,900ℓ
移動タンク貯蔵所	上戸町南方	協和石油(株)	灯油・軽油　3,000ℓ （2,000、1,000） 灯油・軽油・重油 4,000ℓ （2,000、1,000、 1,000） 灯油・軽油・重油 4,000ℓ （1,000、1,000、 2,000） 灯油・軽油・重油兼用 3,300ℓ
〃	若山町出田	珠洲市農業協同組合燃料センター	灯油　2,000ℓ×３ 灯油・軽油 2,000ℓ （1,000、1,000）
〃	蛸島町	(株)道下石油	灯油　2,000ℓ
給油取扱所	宝立町鵜島	越後石油	ガソリン　12,600ℓ 軽油　7,000ℓ
〃	宝立町鵜飼	石川県漁業協同組合 すず支所宝立集荷場	軽油　20,000ℓ 重油　30,000ℓ
〃	宝立町金峰寺	珠洲市農協宝立給油所	ガソリン　30,000ℓ 軽油　20,000ℓ 灯油　10,000ℓ 廃油　2,000ℓ
〃	上戸町南方	協和石油(株)	ガソリン　19,000ℓ 灯油　2,900ℓ 軽油　16,000ℓ
給油取扱所	上戸町北方	幾田石油（株）	ガソリン　30,000ℓ 廃油　2,000ℓ 軽油　10,000ℓ 灯油　20,000ℓ
〃	上戸町北方	奥能登広域圏事務組合珠洲消防署	ガソリン　2,000ℓ 軽油　2,000ℓ
〃	飯田町	協和石油(飯田)	ガソリン　30,000ℓ 灯油　10,000ℓ 軽油　20,000ℓ 廃油　2,000ℓ

区分	設置場所	名称	品名・数量
給油取扱所	野々江町	珠洲市農協　駅前給油所	ガソリン　28,000ℓ 軽油　10,000ℓ 灯油　10,000ℓ
〃	野々江町	(株)田中建材	ガソリン　4,800ℓ 灯油　4,800ℓ 軽油　28,800ℓ
〃	正院町	（株）鍛治建設	ガソリン　4,800ℓ 軽油　14,400ℓ
〃	正院町	砂山石油店	ガソリン　13,000ℓ 灯油　9,600ℓ 軽油　6,500ℓ
〃	正院町	スズアポロ販売株式会社（休止）	ガソリン　38,000ℓ 灯油　9,500ℓ 軽油　19,000ℓ 廃油　2,100ℓ
〃	正院町	石川県漁業協同組合 すず支所	軽油　100 kℓ 重油　300 kℓ
〃	蛸島町	(株)道下石油	ガソリン　12,350ℓ 灯油　9,500ℓ 軽油　6,650ℓ
〃	三崎町二本松	三杉運送(株)	軽油　19,600ℓ
〃	三崎町宇治	珠洲市農協三崎給油所	ガソリン　14,400ℓ 灯油　4,800ℓ 軽油　9,600ℓ
〃	狼煙町	石川県漁業協同組合 すず支所狼煙集荷場	軽油　9,800ℓ
〃	折戸町	珠洲市農協日置給油所	ガソリン　9,600ℓ 軽油　600ℓ
〃	若山町火宮	珠洲市農協若山給油所	ガソリン　9,600ℓ 灯油　9,600ℓ 軽油　9,600ℓ
給油取扱所	長橋町	珠洲市農協大谷給油所	ガソリン　19,200ℓ 灯油　9,600ℓ 軽油　9,600ℓ
屋外貯蔵所	上戸町南方	協和石油(株)	潤滑油　30,000ℓ

緊急時安定供給拠点給油所

場所	名称
珠洲市宝立町	越後給油所

５　トンネル

トンネル（延長１００メートル以上）

（令和３年４月１日現在）

路線名	箇所		トンネル名	延長(m)	幅(m)	高さ(m)	完成年月	警報装置数	電話数	消火器
	市町	字								
(国道)249 号	珠洲市	長橋町	新鞍崎隧道	225.0	(9.5～10.0) 6.0	4.5	S49.1	－	－	－
〃	〃	仁江町 ～ 真浦町	逢坂隧道	632.0	(12.5～13.5) 6.0～6.5	4.5	S58.10	13	4	(2 本入) 13
(主要地方道) 珠洲穴水線	〃	宝立町 柏原	芦谷隧道	216.0	(7.0) 5.5	4.5	S59.12	－	－	－
(国道)249 号	〃	若山町 ～ 大谷町	大谷トンネル	782.0	(9.75) 6.5	4.7	H9.3	16	8	32
市道 726 号線 (旧大規模農道)	〃	若山町 南山	宝立山トンネル	352.0	(8.5) 7.0	4.5	H9.4	－	－	－
(国道)249 号	珠洲市	宝立町 鵜島	鵜島トンネル	377.0	(11.25) 6.5	4.7	H9.12	－	－	－

第５編　消防に関する資料

１　消防職員の構成及び人員

（令和５年４月１日現在）

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
人員	－	４	１３	６	９	９	４	４５

※ 奥能登広域圏事務組合消防本部及び石川県消防学校への派遣職員６名を含む。

２　珠洲市消防団の組織及び人員

（令和５年４月１日現在）

	団長	副団長	女性消防団員	機能別団員	計
団　本　部	１	２			３
団本部付			８	１８	２６
合　計	１	２	８	１８	**２９**

（令和５年４月１日現在）

分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
鵜島分団	１	１	２	４	６	１４
鵜飼分団	１	１	２	４	７	１５
上戸分団	１	１	２	４	９	１７
飯田分団	１	１	２	４	１１	１９
直　分　団	１	１	２	４	８	１６
正院分団	１	１	２	４	１５	２３
蛸島分団	１	１	２	４	７	１５
三崎分団	１	１	３	６	１７	２８
日置分団	１	１	１	３	６	１２
若山分団	１	１	２	４	１１	１９
大谷分団	１	１	２	５	１０	１９
合　計	１１	１１	２２	４６	１０７	**１９７**

３　分団の管轄区域

（令和５年４月１日現在）

分団名	世帯数（世帯）	人口（人）	面積（k㎡）	担当責任区域
鵜島分団	227	497	21.24	宝立町の内、鵜飼分団の区域を除く区域
鵜飼分団	664	1,412	33.32	宝立町春日野、同鵜飼、同金峰寺、同大町泥木、同黒峰、同柏原の区域
上戸分団	562	1,274	17.54	上戸町の区域(上戸町晴気台の区を除く。)
飯田分団	609	1,296	1.24	飯田町の区域(上戸町晴気台の区を含む。)
直　分　団	461	1,121	8.08	野々江町、熊谷町、岩坂町の区域
正院分団	612	1,296	11.89	正院町の区域
蛸島分団	541	1,181	3.10	蛸島町の区域
三崎分団	838	1,913	31.07	三崎町の区域
日置分団	214	417	20.47	狼煙新町、狼煙町、川浦町、折戸町、東山中町、唐笠町の区域
若山分団	688	1,491	48.75	若山町の区域
大谷分団	460	910	50.50	真浦町、仁江町、清水町、片岩町、長橋町、大谷町、馬緤町、石神町、笹波町、高屋町の区域
合　　計	5,876	12,808	247.20	

４　消防機械器具の整備保全状況

（令和５年４月１日現在）

種別＼署・分団	珠洲消防署	大谷分署	鵜島分団	鵜飼分団	上戸分団	飯田分団	直分団	正院分団	蛸島分団	三崎分団	日置分団	大谷分団	若山分団	計
消防ポンプ車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
化学消防ポンプ車	1													1
救急自動車	2	1												3
指令車	2	1												3
水難救助車	1													1
ボートトレーラー	1													1
機材車	2													2
消防無線（移動局）	11	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
消防無線（携帯局）	12	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	39
消防ホース	138	56	55	66	43	69	54	36	69	53	49	31	48	767
鳶口	19	3	5	14	13	14	11	14	10	12	10	12	12	149
おの	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
トランシーバー	12	3	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	92
長鎌		3												3
スコップ	30	7	9	2	7	8	5	2	5	2	4	4	8	93
掛け矢	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
金属製はしご	4	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1	20
チェーンソー	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
組立水槽	7	1												8
下苅機	2	1												3
発電機	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
ジェットシューター	9	4	8	8	8	8	10	7	8	7	8	8	7	100
防水シート	8	3	2	1	1	2	2	1	5	2	4	3	7	41
携帯用サーチライト	6	3	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	22
林野火災用可搬式送水装置														0
小型動力ポンプ	6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	19
投光器	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
トランジスターメガホン	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
ガス探知機	2													2
空気式救助マット	1													1
エンジンカッター	2	1												3

種別＼署・分団	珠洲消防署	大谷分署	鵜島分団	鵜飼分団	上戸分団	飯田分団	直分団	正院分団	蛸島分団	三崎分団	日置分団	大谷分団	若山分団	計
救命索発射銃	1													1
チルホール	2													2
ハイドロパワー	1	1												2
空気呼吸器	12	3												15
タイガーエアソー	1													1
ボルトクリッパー	3													3
張力計	1													1
滑車３ｔ・５ｔ	3													3
ダブル滑車	1													1
救助ベルト	5													5
救助縛帯	4													4
カラビナ	68	8												76
救助ロープ（m）	2200	※1										※2		2200
バスケット型担架	1	1												2

※１　小綱５本、50ｍロープ１本

※２　50ｍロープ１本

大型油圧救助器具（1 式）

カッター、スプレッダー、ラムシリンダー、エンジンポンプユニット

５　現有消防ポンプ自動車等

（令和４年４月１日現在）

区分	車名	登録番号	年式	総排気量	型式	購入年月日
珠洲消防署	署１号(日野)	石川 800 さ 9477	H28	4.00	CD-Ⅰ型	H28.3.28
	救助用工作車	石川 830 そ 2021	R3	5.12		R3.6.18
	化学車(日野)	石川 800 は 761	H26	6.40	化学Ⅱ型	H26.3.28
	救急１号車(日産)	石川 830 め 119	R2	2.48	高規格	R2.3.6
	救急２号車(トヨタ)	石川 800 さ 7678	H21	2.69	高規格	H21.11.17
	指令１号車(トヨタ)	石川 830 み 119	H30	2.69		H30.3.23
	機材１号車(トヨタ)	石川 800 さ 9419	H28	2.98		H28.1.26
	機材２号車(いすゞ)	石川 800 さ 7873	H22	2.99		H22.7.22
	指令２号車(日産)	石川 800 さ 2021	R3	1.99		R3.8.19
	水難救助車(トヨタ)	石川 800 さ 9476	H28	2.69		H28.3.25
	ボートトレーラー(組立)	石川 800 る 204	H28			H28.3.28
大谷分署	大谷１号車(日野)	石川 830 せ 5050	R3	4.00	CD-Ⅰ型	R3.10.14
	大谷救急車(トヨタ)	石川 800 さ 9173	H27	2.69	高規格	H27.3.3
	大谷指令車(トヨタ)	石川 800 さ 8102	H23	1.49		H23.7.5
珠洲市消防団	鵜島分団車(トヨタ)	石川 800 さ 8439	H24	4.00	CD-Ⅰ型	H24.10.11
	鵜飼分団車(いすゞ)	石川 830 さ 2017	H29	2.99	〃	H29.1.20
	上戸分団車(いすゞ)	石川 800 す 581	R2	2.99	〃	R2.3.16
	飯田分団車(トヨタ)	石川 800 さ 7939	H22	4.00	〃	H22.10.22
	直分団車(トヨタ)	石川 800 さ 7137	H19	4.00	〃	H19.12.7
	正院分団車(トヨタ)	石川 800 さ 8156	H23	4.00	〃	H23.9.22
	蛸島分団車(いすゞ)	石川 800 さ 9158	H27	2.99	〃	H27.2.25
	三崎分団車(いすゞ)	石川 800 す 204	H30	2.99	〃	H30.12.16
	日置分団車(トヨタ)	石川 800 さ 7691	H21	4.00	〃	H21.12.4
	大谷分団車(トヨタ)	石川 800 さ 8779	H25	4.00	〃	H25.11.21
	若山分団車(トヨタ)	石川 800 さ 7352	H20	4.00	〃	H20.9.26

６　消防水利状況

（令和５年４月１日現在）

水利＼地区			鵜島地区	鵜飼地区	上戸地区	飯田地区	直地区	正院地区	蛸島地区	三崎地区	日置地区	大谷地区	若山地区	計
防火水槽	４０㎥未満	有　蓋	1	1						1			1	4
		無　蓋								3				3
	４０㎥以上 １００㎥未満	有　蓋	14	32	20	13	16	21	15	51	15	36	45	278
		無　蓋		4							4	2	1	11
	１００㎥以上	有　蓋												
		無　蓋												
	合　計		15	37	20	13	16	21	15	55	19	38	47	296
消火栓	６５ｍｍ	地上式	15	62	31	15	15	34	29	80	29	85	54	449
		地下式	2	14	11	35	17	19	17	20	9	6	9	159
合　計			17	76	42	50	32	53	46	100	38	91	64	608

第６編　防災上必要な施設及び設備等

１　防災拠点一覧

指定拠点	施設名	住所	備考
市庁舎	珠洲市役所	上戸町北方	災害対策本部
	市民交流センター	上戸町北方	災害対策本部
	産業センター	上戸町北方	災害対策本部、 能越ケーブルネット株式会社
	健康増進センター	野々江町	保健衛生拠点、 ボランティア窓口（社会福祉協議会）
消防	奥能登広域圏事務組合消防本部珠洲消防署	上戸町北方	消火・救急活動の拠点施設
	大谷分署	大谷町	外浦地区における消防･救急活動の拠点
	珠洲市消防団	市内全域	別紙参照
警察	珠洲警察署	上戸町北方	警察活動の拠点施設
医療拠点	珠洲市総合病院	野々江町	災害時に応急的な医療を施す機関
緊急物資等の備蓄拠点	珠洲市防災倉庫	若山町経念	農業集落排水処理場の用途廃止に伴い、 災害応急対策資機材の備蓄倉庫とした。
	珠洲市水防倉庫	若山町経念	別紙水防計画による必要敷材の備蓄倉庫
	旧正院小体育館	正院町川尻	災害応急資対策資機材の備蓄倉庫
	各地区自主防災倉庫	各地区	別紙参照
ヘリポート	市営陸上競技場	野々江町	
避難所及び避難場所	指定避難所及び指定緊急避難場所	市内全域	別紙参照

２　気象庁震度観測点一覧表（気象庁ホームページから抜粋）

（平成３０年３月２２日現在）

地域名称	震度観測点名称	観測点所在地	備考
石川県能登	七尾市本府中町	七尾市本府中町ヲ部 38（七尾サンライフプラザ）	
石川県能登	七尾市田鶴浜町（旧２）	七尾市田鶴浜町ハ部 3 番地健康福祉プラザさつき苑	観測終了
石川県能登	輪島市鳳至町	輪島市鳳至町畠田 99-3（輪島特別地域気象観測所）	
石川県能登	輪島市舳倉島	輪島市海士町所属舳倉島出邑山 1-3	
石川県能登	輪島市門前町走出（旧２）	輪島市門前町走出 6-69 輪島市役所門前総合支所敷地内	観測終了
石川県能登	珠洲市三崎町	珠洲市三崎町小泊 33 字 7(金沢大学能登学舎)	
石川県能登	羽咋市柳田町	羽咋市柳田町シ 1（眉丈台地自然緑地公園）	
石川県能登	志賀町富来領家町	羽咋郡志賀町富来領家町甲の 10（志賀町富来行政センター）	
石川県能登	能登町宇出津	鳳珠郡能登町字宇出津新 1 字 197-1（能登町役場）	
石川県加賀	金沢市西念	金沢市西念 3-4-1（金沢地方気象台）	
石川県加賀	小松市小馬出町	小松市小馬出町 91（小松市役所）	
石川県加賀	加賀市直下町	加賀市直下町 194（加賀市老人福祉センター松風荘）	
石川県加賀	津幡町加賀爪	河北郡津幡町加賀爪二-3（津幡町役場）	

３　石川県震度情報ネットワーク

石川県震度情報ネットワークにおける震度計設置箇所

No.	市町名	気象庁震度発表名	震度計所在地	震度計設置者
9	珠洲市	珠洲市大谷町	珠洲市大谷町１－７８	防災科学技術研究所
	珠洲市	珠洲市正院町	珠洲市正院町正院２９	防災科学技術研究所

４　潮位等観測所一覧表

整理番号	観測所名	所在地	観測員	通報先土木事務所	観測種別			摘要
					風向・風速	潮位	波高	
1	七尾	七尾市寿町	国土交通省七尾工場	中能登	○	○		
2	宇出津	鳳珠郡能登町宇出津	能登町役場	奥能登	○	○		
3	飯田	珠洲市飯田町	珠洲土木事務所	珠洲	○	○	○	
4	小木	鳳珠郡能登町小木	〃	〃	○			
5	輪島	輪島市輪島崎町	国土地理院 国土交通省輪島工場	奥能登	○	○	○	潮位は国土地理院、波高、風向、風速は金沢港湾・空港整備事務所輪島工場
6	金沢	金沢市湊四丁目	国土交通省金沢港湾・空港整備事務所 金沢港湾事務所	金沢港湾事務所	○	○	○	
7	橋立	加賀市小塩町	大聖寺土木事務所	大聖寺	○			
8	鹿磯	輪島市門前町鹿磯	奥能登土木総合事務所	奥能登	○			
9	徳光	白山市徳光町	国土交通省 金沢河川国道事務所	金沢河川国道	○		○	
10	滝	羽咋市滝町	羽咋土木事務所	羽咋	○			
計	10ヶ所							

５　指定避難所

災害対策基本法に基づき、市が指定する施設で、避難者が一定期間、生活するための施設です。

施設名	所在地	避難スペース	受入可能人数
宝立地区			463 人
旧宝立小学校	宝立町鵜島４字３０番地	体育館　136 人	136 人
宝立小中学校	宝立町鵜飼丑部８３番地	体育館　164 人 教室等　123 人	287 人
宝立公民館	宝立町鵜飼卯部４６番地	和室　15 人 和室以外　25 人	40 人
上戸地区			190 人
上戸小学校	上戸町寺社５字７４番地の２	体育館　86 人 教室等　71 人	157 人
上戸公民館	上戸町寺社２字５７番地１	和室　10 人 和室以外　23 人	33 人
飯田地区			304 人
飯田小学校	飯田町１９部６１番地	体育館　157 人 教室等　108 人	265 人
飯田公民館	飯田町１０部２０番地２	和室　16 人 和室以外　23 人	39 人
若山地区			412 人
若山小学校	若山町古蔵１１部１００番地の１	体育館　123 人 教室等　131 人	254 人
若山公民館	若山町古蔵寅部６０番地１	和室　12 人 和室以外　28 人	40 人
旧上黒丸小学校	若山町上黒丸１０部３４番地	体育館　54 人 教室等　64 人	118 人
直地区			527 人
緑丘中学校	野々江町６の部１番地	体育館　207 人 教室等　122 人	329 人
直小学校	野々江町ニ部３８番地の２	体育館　95 人 教室等　69 人	164 人
直公民館	野々江町ホ部８０番地１	和室　9 人 和室以外　25 人	34 人

施設名	所在地	避難スペース	受入可能人数
正院地区			265 人
正院小学校	正院町川尻１部３９番地	体育館　103 人 教室等　102 人	205 人
正院公民館	正院町正院２２部２番地１	和室　14 人 和室以外　31 人	45 人
旧飯塚保育所	正院町飯塚は部５７番地		15 人
蛸島地区			233 人
蛸島小学校	蛸島町ワ部６９番地	体育館　88 人 教室等　106 人	194 人
蛸島公民館	蛸島町ヨ部１３９番地	和室　9 人 和室以外　30 人	39 人
三崎地区			674 人
旧小泊小学校	三崎町小泊３３－７	体育館　80 人 教室等　63 人	143 人
三崎中学校	三崎町宇治ヨ部１１４番地	体育館　119 人 教室等　102 人	221 人
みさき小学校	三崎町粟津ロ部１０番地の１	体育館　87 人 教室等　70 人	157 人
三崎公民館	三崎町宇治ヨ部１１４番地１３	和室　40 人 和室以外　3 人	43 人
旧本小学校	三崎町本１７－４７	体育館　53 人 教室等　57 人	110 人
日置地区			30 人
日置公民館	折戸町チ部３４番地	和室　10 人 和室以外　20 人	30 人
大谷地区			323 人
大谷小中学校	大谷町１字７８番地	体育館　165 人 教室等　126 人	291 人
大谷公民館	大谷町２字５７番地４	和室　10 人 和室以外　22 人	32 人
合計　２６か所			3,421 人

※受入可能人数については、１人あたり４．８㎡とする。

※すべての避難所には、１日分の食料及び飲料水を備蓄する。

受入可能人数の考え方

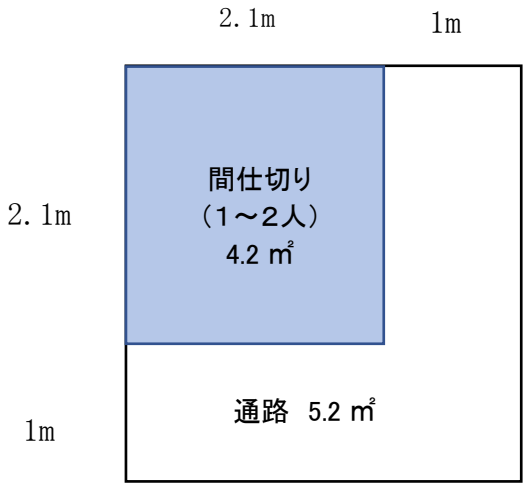

【１人あたりの面積】

9.6 ㎡あたり 2 人

9.6 ㎡÷2 人＝4.8 ㎡

６　福祉避難所

支援の必要な高齢者が災害時においても、適切な支援が受けられるよう、一般の避難所とは別に次のとおり設けるもの。

施設名	所在地	対象者	受入可能人数
長寿園	宝立町春日野４字１１７番地	高齢者	20 人
第二長寿園	鳳珠郡能登町字布浦ノ字 10 番地 3	高齢者	20 人
第三長寿園	宝立町鵜飼子字 36 番地 4	高齢者	10 人
美笑苑	三崎町小泊ト部３番１	高齢者	14 人
波の花デイサービスセンター	大谷町１字１１番地の４	高齢者	15 人
波の花デイサービスセンターサテライト	若山町上黒丸４字２９番地４	高齢者	5 人
みさきデイサービスセンター	三崎町宇治ヲ部７番地	高齢者	20 人
合計			104 人

7　指定緊急避難場所

異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から命を守るために、一時的に避難する場所です。

地区名	名称	異常な現象の種類					高さ(m)※	津波避難ビル	指定避難所兼
		洪水(若山川)	土砂災害	高潮災害	地震	津波			
宝　立	国道249号(松波鵜島ﾊﾞｲﾊﾟｽA)			○		○	34.90		
宝　立	国道249号(松波鵜島ﾊﾞｲﾊﾟｽB)			○		○	31.00		
宝　立	国道249号(松波鵜島ﾊﾞｲﾊﾟｽC)			○		○	29.30		
宝　立	国道249号(松波鵜島ﾊﾞｲﾊﾟｽD)			○		○	30.30		
宝　立	市道61号線(稲荷神社裏山)			○		○	53.90		
宝　立	白山神社(南黒丸)			○		○	16.00		
宝　立	農道宝立45号線(南黒丸)			○		○	16.40		
宝　立	市道63号線(びや坂)			○		○	12.80		
宝　立	たら山台地			○		○	28.20		
宝　立	旧宝立小学校体育館		○	○	○	○	18.00		○
宝　立	柏原集会所					○	13.40		
宝　立	宝立小中学校(4階)		○	○	○	○	16.20	○	○
宝　立	宝立公民館		○		○		3.00		○
宝　立	高井集会所				○	○	9.00		
宝　立	中野山道 ①					○	26.90		
宝　立	中野山道 ③					○	20.00		
宝　立	長寿園			○		○	16.50		
宝　立	大畠台地			○		○	28.80		
宝　立	旧谷崎街道			○		○	19.50		
宝　立	第三長寿園(屋上)			○		○	16.00	○	
上　戸	市道741号線					○	18.10		
上　戸	市道95号線			○		○	19.50		
上　戸	隨念山					○	19.20		
上　戸	清水山 ①			○		○	22.50		
上　戸	清水山 ②			○		○	19.20		
上　戸	高照寺			○		○	16.30		
上　戸	上戸小学校(3階)		○	○	○	○	10.30	○	○
上　戸	上戸公民館		○		○		1.40		○
上　戸	さんぺい山			○		○	15.00		
上　戸	珠洲消防署			○		○	15.50		
上　戸	珠洲市役所(5階)	○	○	○		○	20.50	○	
飯　田	飯田小学校	○	○	○	○	○	23.10		○

地区名	名称	異常な現象の種類					高さ(m)※	津波避難ビル	指定避難所兼
		洪水(若山川)	土砂災害	高潮災害	地震	津波			
飯　田	飯田公民館	○			○		5.40		○
飯　田	春日神社	○		○		○	12.30		
飯　田	旧珠洲消防署訓練塔(5階・屋上)	○		○		○	14.10	○	
飯　田	珠洲商工会議所(4階)			○		○	13.80	○	
若　山	石川県珠洲第１職員住宅					○	21.30	○	
若　山	若山小学校	○	○		○		20.00		○
若　山	若山公民館	○	○		○		16.00		○
若　山	旧上黒丸小学校				○		127.00		○
直	飯田高等学校駐車場・グラウンド	○				○	21.90		
直	珠洲市総合病院(3階)	○		○		○	13.70	○	
直	緑丘中学校	○	○	○	○	○	13.30		○
直	直小学校(3階)	○	○	○	○	○	11.80	○	○
直	直公民館	○	○		○		4.50		○
直	上水道正院配水池					○	50.10		
正　院	正院小学校		○		○		11.20		○
正　院	正院公民館		○		○		4.50		○
正　院	勧涛山(かんどやま)			○		○	19.10		
正　院	殿山			○		○	32.20		
正　院	黒瀧城跡地			○		○	33.60		
正　院	旧飯塚保育所		○		○		9.00		○
正　院	平床集会場			○		○	35.00		
蛸　島	のとスターラインA			○		○	18.90		
蛸　島	のとスターラインB			○		○	30.90		
蛸　島	のとスターラインC			○		○	30.30		
蛸　島	のとスターラインD			○		○	23.50		
蛸　島	のとスターラインE			○		○	22.70		
蛸　島	弁天近隣公園			○		○	19.70		
蛸　島	蛸島小学校(3階)		○	○	○	○	14.30	○	○
蛸　島	蛸島公民館		○		○		5.50		○
蛸　島	市営野球場(観客席)			○		○	12.00	○	
蛸　島	珠洲ビーチホテル(6階)			○		○	27.70	○	
蛸　島	山王の森			○		○	20.00		
三　崎	市道56号線(雲津上野付近)			○		○	21.00		

地区名	名称	異常な現象の種類					高さ(m)※	津波避難ビル	指定避難所兼
		洪水(若山川)	土砂災害	高潮災害	地震	津波			
三　崎	市道 56 号線(荒池付近)			○		○	23.30		
三　崎	白山神社(雲津)			○		○	23.00		
三　崎	市道 587 号線三叉路（小山田付近)			○		○	19.20		
三　崎	県道 28 号線			○		○	19.50		
三　崎	金沢大学能登学舎(旧小泊小学校)		○		○				○
三　崎	小泊共同墓地駐車場			○		○	21.80		
三　崎	市道 56 号線(長池付近)			○		○	25.70		
三　崎	旧伏見葉タバコ乾燥場前			○		○	22.00		
三　崎	高波高台			○		○	22.50		
三　崎	松森神社			○		○	20.80		
三　崎	みさきデイサービスセンター前			○		○	20.60		
三　崎	三崎中学校(3 階)		○	○	○	○	16.40	○	○
三　崎	三崎公民館		○		○		9.20		○
三　崎	森腰台地			○		○	25.00		
三　崎	粟津井田地内			○		○	10.20		
三　崎	林道粟津線			○		○	12.50		
三　崎	粟津遠山			○		○	28.20		
三　崎	粟津帆上			○		○	27.00		
三　崎	みさき小学校		○		○		8.15		○
三　崎	大浜田尻上野			○		○	24.60		
三　崎	げんべい坂			○		○	25.90		
三　崎	川上本町集会所			○		○	19.60		
三　崎	下出集会場			○		○	22.70		
三　崎	須々神社			○		○	21.00		
三　崎	専称寺			○		○	22.20		
三　崎	塩津上野集会所			○		○	25.00		
三　崎	旧本小学校		○		○		18.70		○
日　置	県道 28 号線(狼煙ポケットパーク)			○		○	28.80		
日　置	狼煙館裏山			○		○	30.50		
日　置	禄剛崎灯台台地			○		○	42.60		
日　置	狼煙運動公園			○		○	31.20		

地区名	名称	異常な現象の種類					高さ(m)※	津波避難ビル	指定避難所兼
		洪水(若山川)	土砂災害	高潮災害	地震	津波			
日　置	狼煙林道			○		○	28.00		
日　置	市道 246 号線			○		○	60.60		
日　置	等覚寺			○		○	19.40		
日　置	県道 28 号線(川浦バス停)			○		○	26.90		
日　置	旧日置小中学校			○		○	28.00		
日　置	日置公民館		○		○		8.60		○
日　置	市道 252 号線(折戸)			○		○	23.40		
日　置	県道 28 号線(木の浦隧道待避所)			○		○	36.50		
日　置	木ノ浦ビレッジ駐車場			○		○	33.60		
日　置	永誓寺					○	10.00		
大　谷	新保山出 ①			○		○	34.30		
大　谷	新保山出 ②			○		○	70.90		
大　谷	市道 253-1 号線(角内出)			○		○	40.00		
大　谷	円龍寺			○		○	16.20		
大　谷	市道 268 号線			○		○	31.20		
大　谷	新地谷地内 ①			○		○	32.80		
大　谷	新地谷地内 ②			○		○	35.10		
大　谷	市道 38 号線			○		○	17.10		
大　谷	守禅寺			○		○	16.30		
大　谷	市道 272 号線			○		○	22.20		
大　谷	馬縅児童公園			○		○	38.40		
大　谷	本光寺			○		○	33.10		
大　谷	国道 249 号線(大谷峠登り口(大谷側))			○		○	18.00		
大　谷	高山			○		○	17.10		
大　谷	大谷小中学校		○		○		13.10		○
大　谷	旧西部小学校跡地			○	○	○	44.10		
大　谷	大谷公民館		○		○		5.30		○
大　谷	廣栄寺			○		○	15.60		
大　谷	市道 284 号線(末光山)			○		○	32.40		
大　谷	曹源寺			○		○	35.20		
大　谷	市道 244 号線(抜鉾神社裏道)			○		○	26.70		
大　谷	海蔵寺			○		○	26.90		
大　谷	白山神社(清水)			○		○	39.50		

地区名	名称	異常な現象の種類					高さ(m)※	津波避難ビル	指定避難所兼
		洪水(若山川)	土砂災害	高潮災害	地震	津波			
大　谷	農道大谷525号線			○		○	37.90		
大　谷	林道仁江線			○		○	27.20		
大　谷	白山神社(真浦)			○		○	30.20		

※国土地理院（電子国土Web：https://maps.gsi.go.jp/）による標高＋建物の高さ

８　津波避難ビル

施設名	階数	建築年	構造	指定年月日	備考
珠洲市立宝立小中学校	４Ｆ	Ｈ２３	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
珠洲市立上戸小学校	３Ｆ	Ｓ５４	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
珠洲市役所本庁舎	５Ｆ	Ｓ４８	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
旧珠洲消防署訓練塔	６Ｆ	Ｓ５４(H11改修)	Ｓ	H23.12.1	浸水想定区域内
珠洲商工会議所	４Ｆ	Ｓ６０	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
石川県珠洲第一職員住宅	４Ｆ	Ｈ５	ＲＣ	H24.1.11	
珠洲市総合病院	３Ｆ	Ｈ９	ＲＣ	H23.12.1	
珠洲市立直小学校	３Ｆ	Ｓ６２	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
珠洲市立蛸島小学校	３Ｆ	Ｓ５５	ＲＣ	H23.12.1	
珠洲市営野球場	２Ｆ	Ｈ３	ＲＣ	H23.12.1	
珠洲ビーチホテル	８Ｆ	Ｈ８	ＲＣ	H24.3.7	浸水想定区域内
珠洲市立三崎中学校	３Ｆ	Ｓ４５	ＲＣ	H23.12.1	浸水想定区域内
第三長寿園	４Ｆ	Ｈ２５	ＲＣ	H26.6.1	浸水想定区域内

９　指定避難路

急傾斜地崩落危険箇所に関する避難路一覧表

	路線名	起点	終点	区域名	箇所番号
1	市道 59 号線	宝立町鵜島 21 部 13 番地先	宝立町鵜島 21 部 31 番地先	鵜　島	Ⅰ－ 92070
2	市道 93 号線	宝立町馬渡 47 部 86 番地先	宝立町馬渡 47 部 57 番地先	馬渡２号	Ⅰ－ 92020
3	市道 394 号線	宝立町馬渡 47 部 57 番地先	宝立町馬渡 68 部 5 番地先	馬渡３号	Ⅰ－ 92010
4	県道 26 号線	宝立町柏原 143 部 21 番 1 地先	宝立町柏原 128 部 2 番 67 地先	善　野	Ⅱ－ 92610
5	県道 26 号線	宝立町柏原 128 部 147 番地先	宝立町柏原 128 部 2 番 67 地先	小　屋	―
6	市道 1 号線	上戸町北方 1 部 1 番 1 地先	上戸町北方 25 部 23 番地先	春日団地 飯田春日	Ⅰ－ 92260 Ⅰ－ 92270
7	市道 120-3 号線	飯田町 10 字 34 番地先	飯田町 10 字 20 番 2 地先	城　山	Ⅰ－ 92600
8	市道 31 号線	若山町鈴内 16 部 31 番地先	若山町鈴内 4 部 100 番地先	鈴　内	Ⅰ－ 93140
9	市道 320 号線	若山町火宮 11 部 14 番地先	若山町古蔵丑部 33 番地先	火宮１号 火宮２号	Ⅰ－ 92420 Ⅰ－ 93170
10	県道 40 号線	若山町中 41 字 6 番 1 地先	若山町中 14 字 33 番地先	中	Ⅰ－ 92350
11	県道 28 号線	三崎町寺家ﾎ字 18 番地先	三崎町寺家ﾎ字 19 番地先	大浜１号	Ⅰ－ 93240
12	県道 28 号線	三崎町寺家ｹ字 68 番甲地先	三崎町寺家ｹ字 18 番地先	寺家２号	Ⅰ－ 92280
13	県道 28 号線	狼煙町ﾇ字 21 番地先	狼煙町ﾄ字 6 番地先	狼煙新	Ⅰ－ 93310
14	市道 242 号線	狼煙町ﾍ字 97 番 8 地先	狼煙町ｲ字 8 番地先	狼　煙	Ⅰ－ 93320
15	市道 35 号線	川浦町 35 字 30 番地先	川浦町 1 字 3 番地先	川　浦	Ⅰ－ 93250
16	市道 251 号線	折戸町ｲ字 11 番地先	折戸町ｲ字 28 番地先	折戸１号	Ⅰ－ 93360
17	県道 28 号線	高屋町 27 字 87 番 1 地先	高屋町 24 字 20 番地先	高　屋	Ⅰ－ 93380
18	市道 277 号線	大谷町 5 字 12 番 4 地先	大谷町 1 字 22 番地先	大谷２号	Ⅰ－ 92250
19	市道 278 号線	大谷町 5 字 23 番 2 地先	大谷町 17 字 37 番地先	大谷後町	Ⅰ－ 92560
20	市道 283 号線	大谷町 2 字 63 番 5 地先	大谷町 3 字 72 番地先	上　浜	Ⅰ－ 92590
21	市道 557 号線	真浦町ﾇ字 63 番 5 地先	真浦町ﾙ字 58 番地先	真浦１号	Ⅰ－ 92440
22	国道 249 号線	真浦町ｶ字 6 番 1 地先	真浦町ｶ字 14 番地先	真浦２号	Ⅰ－ 92430
23	市道 7 号線	正院町飯塚参部 212 番地先	正院町飯塚に部 84 番地先	飯　塚	Ⅰ－ 93060
24	市道 237 号線	三崎町寺家四部 53 番 2 地先	三崎町寺家子部 200 番地先	寺家１号	Ⅰ－ 93270
25	市道 95 号線	上戸町南方オ字 8 番 2 地先	上戸町南方い字 22 番 1 地先	名ヶ谷内	Ⅰ－ 92210
26	市道 676 号線	宝立町南黒丸 4 字 3 番 2 地先	宝立町宗玄 23 字 56 番地先	鵜島２号	Ⅰ－ 92080
27	市道 61 号線	宝立町宗玄 7 字 48 番 1 地先	宝立町宗玄 7 字 47 番 2 地先	鵜島２号	Ⅰ－ 92080
28	市道 666 号線	宝立町宗玄 23 字 6 番 12 地先	宝立町宗玄 23 字 15 番地先	鵜島２号	Ⅰ－ 92080
29	市道 60 号線	宝立町宗玄 23 字 9 番地先	宝立町宗玄 23 字 6 番 10 地先	鵜島２号	Ⅰ－ 92080
30	県道 28 号線	馬緤町 6 字 72 番 1 地先	馬緤町 6 字 2 番 3 地先	赤神１号 赤神２号	急傾斜地
31	市道 86 号線	宝立町春日野 39 字 13 番地先	宝立町春日野 39 字 129 番 1 地先	春日野川	土石流

津波に関する避難路一覧表

地区	路線名	起点	終点	避難場所
宝　立	市道 57 号線	宝立町宗玄 25 字 23 番地先	宝立町宗玄 26 字 47 番地先	国道 249 号（松波鵜島バイパスＡ）
宝　立	市道 58 号線	宝立町宗玄 24 字 25 番地先	宝立町宗玄 27 字 28 番地 2 地先	国道 249 号（松波鵜島バイパスＢ）
宝　立	市道 59 号線	宝立町鵜島 21 字 13 番地先	宝立町鵜島 21 字 31 番地先	国道 249 号（松波鵜島バイパスＣ）
宝　立	市道 69 号線	宝立町鵜島 21 字 56 番地先	宝立町鵜島 21 字 31 番地先	国道 249 号（松波鵜島バイパスＣ）
宝　立	赤道 市道 60 号線	宝立町宗玄 23 字 48 番地先 宝立町宗玄 23 字 18 番地先	宝立町宗玄 3 字 15 番地 3 地先	国道 249 号（松波鵜島バイパスＤ）
宝　立	市道 61 号線他 農道宝立 932 号線	宝立町宗玄 9 字 1 番地先 宝立町宗玄 7 字 50 番地先	宝立町宗玄 19 字 101 番地先	市道 61 号線(稲荷神社裏山)
宝　立	市道 14 号線	宝立町南黒丸 5 字 92 番地先	宝立町南黒丸リ字 43 番地先	白山神社(南黒丸)
宝　立	農道宝立 45 号線	宝立町南黒丸 5 字 50 番地先 宝立町南黒丸 5 字 94 番地先	宝立町南黒丸 11 字 29 番地 3 地先	農道宝立 45 号線(南黒丸)
宝　立	市道 63 号線	宝立町南黒丸 18 字 26 番地 4 地先	宝立町鵜島 9 字 10 番地先	市道 63 号線(びや坂)
宝　立	農道宝立 576 号線 農道宝立 580 号線 農道宝立 851 号線	宝立町鵜島 7 字 35 番地先 宝立町鵜島 7 字 38 番地甲地先	宝立町鵜飼 5 字 79-4 番地	たら山台地
宝　立	市道 52-2 号線 市道 676 号線 市道 71 号線、市道 44 号線	宝立町鵜島 1 字 30 番地先 宝立町鵜島ニ部 44 番地 1 地先 宝立町鵜飼 1 字 1 番地先	宝立町鵜島 4 字 30 番地先	宝立小学校体育館
宝　立	市道 73 号線 市道 72 号線 国道 249 号 市道 68 号線 旧線路敷 市道 73 号線、市道 372 号線 市道 72 号線 市道 660 号線、他境内地 市道 418 号線	宝立町鵜飼 11 部辰 20 番地子地先 宝立町鵜飼 1 字 2 番地先 宝立町鵜飼 3 字 1 番地 1 地先 宝立町鵜飼 3 字 30 番地先 宝立町鵜飼 1 字 157 番地先 宝立町鵜飼 1 字 97 番地 1 地先	宝立町鵜飼丑の部 83 番地先	宝立小中学校４階
宝　立	市道 84 号線 林道 市道 11 号線	宝立町春日野 1 字 118 番地 3 地先 宝立町春日野 13 字 90 番地先	宝立町春日野ニ字 69 番地 1 地先	中野山道①

地区	路線名	起点	終点	避難場所
宝　立	市道 83 号線 市道 10 号線 農道宝立 32 号線	宝立町春日野 27 字 13 番地先 宝立町春日野 27 字 13 番地先 宝立町春日野 27 字 13 番地先	宝立町春日野ニ字 80 番地	中野山道②
宝　立	赤道 赤道	宝立町春日野は字 168 番地 1 地先	宝立町春日野 27 字 31 番地先	中野山道③
宝　立	市道 81-2 号線 市道 422 号線、農道宝立 299 号線 国道 249 号 市道 79 号線 市道 78 号線	宝立町春日野い字 10 番地先	宝立町春日野 4 字 117 番地先	長寿園
宝　立	市道 80 号線他	宝立町春日野 2 字 71 番地先	宝立町春日野 4 字 72 番地 2 地先	旧谷崎街道
宝　立	市道 362 号線、農道上戸 122 号線	上戸町南方 1 字 14 番地 6 地先	宝立町春日野 4 字 72 番地 2 地先	旧谷崎街道
上　戸	市道 95 号線 市道 95 号線 県道 280 号線 市道 95 号線	上戸町南方に字 10 番地先 上戸町南方 1 字 55 番地先	上戸町南方ソ字 121 番地先	市道 95 号線 （山田宅前）
上　戸	赤道、林道 市道 102, 103, 105, 106 号線 市道 56-1, 8-2 号線 農道上戸 1 号線 国道 249 号線	上戸町寺社エ字 53 番地 2 地先 上戸町寺社ホ字 63 番地 1 地先 上戸町南方 17 字 62 番地先	上戸町寺社ハ字 13 番地 1 地先	清水山①
上　戸	市道 106 号線 市道 105 号線 市道 56-1 号線 市道 8-1 号線、市道 107 号線 市道 102 号線 市道 103 号線 国道 249 号線	上戸町南方フ字 1 番地先 上戸町南方ト字 84 番地 2 地先 上戸町南方コ字 159 番地 2 地先 上戸町南方 17 字 83 番地 1 地先	上戸町寺社ハ字 62 番地 1 地先	清水山②
上　戸	市道 109 号線 農道上戸 28 号線	上戸町北方 12 字 110 番地先 上戸町寺社 1 字 17 番地先	上戸町寺社 11 字 41 番地先	高照寺
上　戸	市道 109 号線 市道 109 号線 市道 110 号線	上戸町寺社 3 字 44 番地先 上戸町寺社 3 字 16 番地先 上戸町南方ハ字 13 番地先	上戸町寺社 5 字 74 番地 2 地先	上戸小学校３階

地区	路線名	起点	終点	避難場所
上　戸	国道 249 号線 市道 103 号線			
上　戸	農道上戸 57 号線 農道上戸 19 号線	上戸町北方 9 字 119 番地先 上戸町北方 9 字 128 番地先 上戸町寺社 1 字 11 番地先	上戸町北方 19 字 38 番地先	さんぺい山
上　戸	農道上戸 1 号線 市道 115 号線 市道 732 号線、農道上戸 7 号線、農道上戸 10 号線 市道 466 号線 国道 249 号線 市道 468 号線	上戸町北方 3 字 11 番地 1 地先 上戸町北方ロ字 17 番地 1 地先 上戸町北方 5 字 17 番地 1 地先 上戸町北方 5 字 173 番地先	上戸町北方 31 字 41 番地先	のとスターライン (上戸高台)
上　戸	国道 249 号線 市道 117 号線 市道 118 号線 県道 138 号線 市道 121 号線、市道 131 号線 市道 122 号線、市道 682 号線 市道 129 号線 市道 633 号線	上戸町北方 2 字 137 番地先 上戸町北方 3 字 135 番地先	上戸町北方 1 字 6 番地の 2 先	珠洲市役所５階
飯　田	市道 337 号線 市道 135 号線、出田 47-3-7（市有地） 市道 27 号線 市道 599 号線 国道 249 号線 市道 120-3 号線 市道 121 号線他 市道 132 号線他 市道 338 号線 市道 4 号線	飯田町 5 部 9 番地先 若山町出田 40 部 68 番地先 飯田町 9 部 168 番地 1 地先 飯田町 5 部 46 番地 4 地先 飯田町 6 部 85 番地先 飯田町 8 部 9 番地先 飯田町 9 部 158 番地 1 地先 飯田町 7 部 151 番地 1 地先 飯田町 7 部 129 番地先 飯田町 12 部 93 番地 2 地先 飯田町 13 部 48 番地先	飯田町 19 部 61 番地先	飯田小学校
飯　田	市道 135 号線、敷地内	飯田町 15 部 85 番地先	飯田町 17 部 49 番地先	春日神社
飯　田	飯田漁港臨港道路 市道 128 号線	飯田町 13 部 98 番地先 飯田町 13 部 61 番地先	飯田町 13 部 120 番地 1 地先	消防署訓練塔 (5 階・屋上)

地区	路線名	起点	終点	避難場所
飯　田		飯田町 13 部 55 番地先		
飯　田	飯田漁港臨港道路	上戸町北方 4 字 171 番地先	飯田町 1 部 1 番地 9 先	珠洲商工会議所４階
直	校内敷地 市道 56 号線 市道 667 号線 市道 28 号線	野々江町キ部 25 番地 3 地先 野々江町キ部 25 番地 3 地先 野々江町キ部 25 番地 3 地先 野々江町キ部 25 番地 3 地先	野々江町モ部 34 番地 2 地先	飯田高等学校駐車場・グラウンド
直	市道 667 号線 市道 2, 3 号線 市道 125, 136, 138, 139 号線 市道 519-1～11 号線 敷地内	野々江町モ部 9 番地 1 地先 飯田町 26 部 35 番地 8 地先 飯田町 26 部 27 番地 4 地先 飯田町 27 部 61 番地先 飯田町 29 部 5 番地先	野々江町ユ部 1 番地 1 地先	珠洲市総合病院３階
直	市道 142 号線 市道 56 号線 市道 152 号線 市道 28 号線 市道 143 号線 市道 505 号線 市道 2 号線 県道 グランド敷地内	野々江町シ部 27 番地 2 地先	野々江町 6 部 1 番地先	緑丘中学校
直	市道 505 号線 市道 151 号線 市道 5 号線 市道 149 号線 市道 152 号線 県道 12 号線 市道 147 号線 市道 153 号線	野々江町ハ部 101 番地先 野々江町ラ部 2 番地先	野々江町ニ部 38 番地 2 地先	直小学校３階
直	市道 156 号線、市道 5 号線 市道 158 号線 市道 158 号線、農道 市道 157 号線 市道 156 号線 市道 56 号線、市道 177 号線	熊谷町ヘ部 21 番地先 野々江町ケ部 33 番地 1 地先 熊谷町 11 部 19 番地先	熊谷町 3 部 88 番地先	上水道正院配水池

地区	路線名	起点	終点	避難場所
直	市道 56 号線 階段			
正　院	市道 175 号線 市道 176 号線 市道 174 号線 赤道 県道 52 号線 市道 175 号線 市道 174 号線 市道 174 号線	正院町小路リ部 98 番地先 正院町小路 14 部 18 番地 2 地先 正院町 22 部 98 番地先 正院町 25 部 4 番地先 正院町を部 12 番地 1 地先	正院町小路 18 部 23 番地先	勧涛山 (かんどやま)
正　院	市道 166 号線、市道 171 号線 市道 616 号線他 県道 12 号線 市道 164 号線 市道 167 号線 市道 164 号線、市道 168 号線 市道 168 号線 市道 173 号線 市道 169 号線	正院町小路 1 部 4 番地先 正院町川尻 12 部 67 番地先 正院町川尻 1 部 71 番地先 正院町川尻 12 部 132 番地先 正院町川尻 1 部 10 番地先	正院町川尻 1 部 39 番地先	殿山
正　院	農道正院 40 号線、42 号線 赤道 県道 28 号線	正院町川尻 12 部 69 番地	正院町川尻 4 部 5 番地 1 先	黒瀧城跡地
	市道 191 号線		正院町川尻 20 部 29 番地 1 地先	のとスターラインＢ
	市道 186 号線		蛸島町ヰの部 69 番地先	のとスターラインＣ
蛸　島	市有地 市道 195 号線 赤道 市道 193 号線	蛸島町ナ部 114 番地先 正院町川尻 13 部 112 番地	正院町川尻 11 部 19 番地	弁天近隣公園
蛸　島	市道 201 号線 市道 193 号線 県道 28 号線 市道 198 号線 市道 202 号線、市道 198 号線、市道 512 号線	蛸島町ヨ部 139 番地先 蛸島町タ部 24 番地先 蛸島町ラ部 32 番地先 蛸島町ツ部 65 番地先	蛸島町ワ部 69 番地先	蛸島小学校３階

地区	路線名	起点	終点	避難場所
蛸　島	市道 203 号線、赤道 市道 197 号線			
蛸　島	市道 201 号線、市道 697 号線 市道 201 号線 市道 204-2 号線、赤道 市道 619 号線 市道 205 号線	蛸島町タ部 80 番地先 蛸島町タ部 80 番地先 蛸島町タ部 30 番地先 蛸島町タ部 30 番地先 蛸島町タ部 30 番地先	蛸島町 1 部 4 番地先	市営野球場 (観客席)
蛸　島	敷地内 県道 28 号線 市道 205 号線 市道 600 号線	蛸島町 34 字 6 番地先 蛸島町 34 字 6 番地先 蛸島町 1 字 2 番地 563 地先 蛸島町 1 字 2 番地 563 地先	蛸島町 1 部 2 番地 480 地先	珠洲ビーチホテル６階
蛸　島	県道 12 号線、市道 196 号線 神社境内	蛸島町レ部 35 番地先 蛸島町タ部 24 番地先	蛸島町レ部 138 番地	山王の森
三　崎	市道 668 号線 市道 225 号線、34 号線	三崎町雲津ラ部 69 番地先 三崎町雲津ナ部 14 番地先	三崎町雲津へ部 17 番地 1 地先	市道 56 号線 (雲津上野付近)
三　崎	市道 663 号線 市道 225 号線、491 号線、689 号線	三崎町雲津ナ部 41 番地 三崎町雲津レ部 132 番地先	三崎町雲津ト部 30 番地先	市道 56 号線 (荒池付近)
三　崎	市道 51 号線他	三崎町雲津ナ部 31 番地先	三崎町雲津子部 78 番地甲先	白山神社（雲津）
三　崎	市道 587 号線、543 号線	三崎町小泊 20 部 115 番地先	三崎町小泊 38 部 15 番地甲地先	市道 587 号線三叉路(小山田付近)
三　崎	赤道 農道三崎 478 号線、農道三崎 487 号線	三崎町小泊 34 部 10 番地先 三崎町小泊 2 部 17 番地先	三崎町小泊 18 部 101 番地 1 地先	小泊バイパス (端野氏資材置場付近)
三　崎	県道 28 号線 農道三崎 517 号線 市道 221-1 号線	三崎町小泊 4 部 91 番地 7 地先 三崎町小泊 16 部 29 番地先 三崎町小泊 17 部 13 番地先	三崎町小泊 32 部 24 番地先	小泊共同墓地駐車場
三　崎	市道 56 号線	三崎町小泊 13 部 18 番地先	三崎町小泊 31 部 23 番地先	市道 56 号線(長池付近)
三　崎	市道 441 号線 市道 223 号線 農道三崎 513 号線、農道三崎 514 号線	三崎町伏見ラ部 66 番地先 三崎町伏見 13 部 10 番地先 三崎町伏見カ部 7 番地先	三崎町伏見ト部 276 番地 2 地先	旧伏見葉タバコ乾燥場前
三　崎	市道 224 号線 農道三崎 154 号線、農道三崎 159 号線	三崎町高波カ部 69 番地先 三崎町高波カ部甲 16 番地先	三崎町引砂 100 部 17 番地先	高波高台

地区	路線名	起点	終点	避難場所
三　崎	市道 226 号線、224 号線 農道三崎 171 号線、160 号線	三崎町引砂子部 11 番地先 三崎町引砂子部 69 番地先	三崎町引砂ヌ部 30 番地の 1 先	松森神社
三　崎	市道 17 号線 市道 430 号線	三崎町宇治ヨ部 66 番地先	三崎町宇治ヲ部 7 番地先	みさきデイサービスセンター前
三　崎	市道 669 号線 市道 229 号線	三崎町宇治ム部 183 番地先 三崎町森腰ラ部 8 番地先	三崎町宇治ヨ部 114 番地先	三崎中学校３階
三　崎	市道 229 号線 市道 230 号線 県道 287 号線	三崎町森腰ホ部 317 番地 1 地先 三崎町森腰ウ部 125 番地先 三崎町森腰ム部 113 番地 3 地先 三崎町森腰ラ部 28 番地先	三崎町森腰ヘ部 63 番地先	森腰台地
三　崎	林道		三崎町粟津ラ部 31 番地先	林道粟津線
三　崎	市道 698 号線他 市道 698 号線 市道 690 号線他 市道 595 号線 市道 691 号線		三崎町粟津ハ部 72 番地先	粟津遠山
三　崎	敷地内 市道 351 号線 農道三崎 56 号線、農道三崎 84 号線	三崎町粟津ロ部 8 番地先 三崎町ハ部 1 番地 1 地先	三崎町粟津ロ部 117 番地先	粟津帆上
三　崎	農道三崎 50 号線 県道、市道 446 号線	三崎町寺家ホ部 114 番地 2 先	三崎町寺家イ部 20 番地先	大浜田尻上野
三　崎	赤道 市道 235 号線		三崎町寺家ト部 116 番地先	げんべい坂 （山岸宅裏山）
三　崎	市道 235 号線、市道 236 号線 市道 236 号線	三崎町寺家ソ部 92 番地先	三崎町寺家ソ部 58 番地先	川上本町集会所
三　崎	農道三崎 22 号線、農道三崎 702 号線 赤道 市道 658 号線	三崎町寺家子部 189 番地先 三崎町寺家子部 196 番地先 三崎町寺家子部 247 番地先	三崎町寺家ネ部 26 番地先	下出集会所
三　崎	市道 237 号線	三崎町寺家ツ部 84 番地先	三崎町ツ部 78 番地先	須々神社
三　崎	参道部	三崎町寺家ケ部 68 番地甲地先	三崎町寺家ケ部 65 番地 1 地先	専称寺
三　崎 三　崎	県道 28 号線、赤道 市道 409 号線	三崎町寺家フ部 24 番地先 三崎町寺家フ部 24 番地先	三崎町寺家ケ部 4 番地先	塩津上野集会所
日　置	県道 28 号線	狼煙町イの部 70 番地先	狼煙町ハの部 43 番地先	県道 28 号線（狼煙ポケ

地区	路線名	起点	終点	避難場所
				ットパーク)
日　置	敷地内	狼煙町ヘ部 20 番地先	狼煙町ム部 3 番地 9 地先	狼煙館裏山
日　置	敷地内 市道 242 号線 市道 243 号線 県道 28 号線 赤道	狼煙町への部 82 番地 2 地先 狼煙町への部 82 番地 2 地先 狼煙町への部 56 番地先 狼煙町への部 56 番地先	狼煙町ウの部 6 番地先	禄剛崎灯台台地
日　置	市道 245 号線 県道 28 号線	狼煙町への部 7 番地の 1 先 狼煙町への部 7 番地の 1 先	狼煙町イの部 228 番 1 地先 狼煙町イの部 228 番 1 地先	狼煙運動公園 狼煙運動公園
日　置	市道 35 号線 市道 246 号線	川浦町 1 の部 51 番地先 川浦町 35 の部 30 番地先	川浦町 1 の部３番地先	等覚寺
日　置	市道 248 号線 市道 35 号線、市道 248 号線 市道 35 号線、市道 248 号線	川浦町 2 の部 22 番地 2 地先 川浦町 7 の部 27 番地先	川浦町 1 の部 47 番地先	県道 28 号線 (川浦バス停)
日　置	市道 436 号線 市道 378 号線 市道 249 号線 市道 250 号線	折戸町ヲの部 9 番地先 折戸町チの部 41 番地先 折戸町ヲの部 20 番地先	折戸町ヌの部 8 番地先	旧日置小中学校
日　置	県道 28 号線	折戸町イの部 81 番地	折戸町ロの部 51 番地 1 地先	県道 28 号線（木の浦隧道待避所）
日　置	市道 21 号線	折戸町ハの部 90 番地	折戸町ホの部 25 番 1 地先	木ノ浦ビレッジ駐車場
大　谷	農道大谷 661 号線	高屋町 27 字 87 番地 1 地先	高屋町 25 字 12 番地先	新保山出①
大　谷	県道 28 号線 市道 253-1、県道 市道 253-1	高屋町 25 字 2 番地先	高屋町 25 字 74 番地先	新保山出②
大　谷	市道 267 号線 市道 253-1	高屋町 23 字 5 番地先	高屋町 22 字 25 番地 1 地先	市道 253-1 号線 (角内出)
大　谷	県道 28 号線	高屋町 24 字 8 番地先	高屋町ワ字 33 番地先	円龍寺
大　谷	市道 405 号線 農道大谷 647 号線 市道 268 号線	高屋町 12 字 3 番地先 高屋町 1 字 2 番地先	高屋町 11 字 25 番地先	市道 268 号線 (高林宅裏)
大　谷	－	－	－	新地谷地内①
大　谷	農道大谷 173 号線 農道大谷 172 号線	馬縅町 15 字 16 番地 1 地先	馬縅町いの部 85 番地先	新地谷地内②
大　谷	市道 38 号線	馬縅町 17 字 20 番地先	馬縅町 17 字 16 番地先	市道 38 号線(中谷宅前)

地区	路線名	起点	終点	避難場所
大　谷	県道 28 号線 市道 621 号線	馬縅町 15 字 118 号線先 馬縅町 16 字 218 号線先	馬縅町 16 字 198 番 2 地先	守禅寺
大　谷	県道 28 号線 市道 272 号線	馬縅町 18 字 218 番地先	馬縅町 15 字 79 番地先	市道 272 号線 (忍久保宅前)
大　谷	県道 28 号線 市道 39 号線、市道 620 号線 市道 410 号線 県道、市道 620 号線	馬縅町 11 字 31 番地先 馬縅町 11 字 137 番地 1 地先 馬縅町 11 字 137 番地 1 地先	馬縅町は字 15 番地先	馬縅児童公園
大　谷	県道 28 号線 市道 449 号線	馬縅町 9 字 2 番地先 馬縅町 9 字 48 番地先	馬縅町 9 字 140 番地先	本光寺
大　谷	国道 249 号線 市道 274 号線	大谷町 6 字 61 番地先	大谷町 6 字甲 196 番地先	国道 249 号 (大谷峠登り口)
大　谷	県道 28 号線 農道大谷 73 号線	大谷町 1 字 103 番地先 大谷町 1 字 35 番地先	大谷町 1 字 87 番地先	高山
大　谷	国道 249 号線 市道 391 号線 市道 277 号線	大谷町 1 字 24 番地先 大谷町 3 字 71 番地 8 地先 大谷町 2 字 57 番地 59 地先	大谷町 2 字 47 番地甲地先	旧西部小学校跡地
大　谷	国道 249 号線 市道 284 号線	長橋町 5 字 40 番地先 長橋町 15 字 18 番地 12 地先	長橋町ハ字 3 番地先	市道 284 号線（末光山）
大　谷	国道 249 号線 市道 285-1 号線 市道 286 号線	長橋町 11 字 2 番地先 長橋町 12 字 7 番地 1 地先	長橋町 25 字 17 番地先	曹源寺
大　谷	国道 249 号線 市道 679 号線 市道 244 号線 赤道	長橋町 41 字 1 番地先 長橋町 1 字 5 番地先	片岩町ロ字 9 番地先	市道 244 号線 （抜鉾神社裏道）
大　谷	市道 287 号線 市道 610 号線	片岩町ホ字 10 番地先 片岩町ホ字 45 番地先	片岩町ラ字 64 番地	海蔵寺
大　谷	市道 290 号線 市道 499 号線、赤道 市道 652 号線	清水町 3 字 100 番地先 清水町 3 字 98 番地甲地先	清水町 2 字 9 番地先	白山神社（清水）
大　谷	農道大谷 525 号線	清水町 1 字 81 番地先	清水町 1 字 57 番地先	農道大谷 525 号線
大　谷	市道 482 号線他 市道 626 号線 市道 291 号線	仁江町 3 字 130 番地 1 地先 仁江町 3 字 119 番地甲 1 地先 仁江町 3 字 119 番地 3 地先 仁江町 3 字 115 番地先	仁江町 3 字 105 番地先	林道仁江線

地区	路線名	起点	終点	避難場所
大　谷	市道 294 号線	真浦町ヲ字 63 番地 5 地先	真浦町ル字 21 番地先	白山神社（真浦）
大　谷	農道大谷 1 号線	真浦町ル字 12 番地先		

10　病院、診療所等一覧

名称	所在地	診療科目	収容能力	電話番号
珠洲市総合病院	野々江町		190 人	82－1181
珠洲市総合病院付属大谷診療所	大谷町	巡回診療	－	87－2410
珠洲市総合病院付属折戸診療所	折戸町	〃	－	86－2301
大貫眼科医院	上戸町北方	眼科	－	82－0017
小西医院	正院町正院	内科、循環器内科、小児科	－	82－6800
カーム歯科医院	飯田町	歯科	－	82－2814
中浜歯科医院	宝立町鵜飼	〃	－	84－1417
岡村歯科医院	正院町正院	〃	－	82－1867
高瀬歯科医院	宝立町	〃	－	84－1234
田中クリニック	野々江町	麻酔科、整形外科、皮膚科	－	82－0500
なかたに医院	上戸町北方	内科、老年内科、小児科	－	82－8333
とね歯科医院	〃	歯科	－	82－8022
あいずみクリニック	飯田町	脳神経外科、神経内科、整形外科、リハビリ	－	82－0002
みちした内科クリニック	〃	内科、神経内科、小児科	－	82－0877

11　ヘリポート適地

所在地	ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ	消防署からの所要時間(分)
	専用	名称		大型	中型	小型	巾×長さ	
珠洲市宝立町鵜島ハ部１－１		見付公園（多目的広場）	珠洲市長			○	35×35	7
珠洲市宝立町鵜飼 6-20		七尾特支珠洲分校運動場	県　知　事	○			120×150	10
珠洲市宝立町柏原		小屋ダムふれあい広場	〃			○	44×25	13
珠洲市上戸町北方 22－100		珠洲消防署訓練場	珠洲市長			○	30×50	0
珠洲市飯田町 1-1-8		ラポルトすず駐車場	〃	○			120×70	3
珠洲市飯田町 19-61		飯田小学校運動場	〃			○	60×60	4
珠洲市野々江町 6-1		珠洲市営グラウンド	〃	○			100×200	5
珠洲市野々江町 1-1		飯田高校運動場	県　知　事	○			100×100	5
珠洲市正院町川尻 1－39		正院小学校運動場	珠洲市長	○			75×110	9
珠洲市正院町川尻		川尻埋立地	〃	○			80×100	10
珠洲市蛸島町ワ 69		蛸島小学校運動場	〃			○	65×　85	12
珠洲市蛸島町		鉢ヶ崎わくわく夢らんど	〃	○			100×200	12
珠洲市三崎町小泊 33－7		金沢大学能登学舎	〃			○	50×105	18
珠洲市三崎町宇治ヨ 114		三崎中学校運動場	〃	○			75×115	18
珠洲市三崎町粟津ロ－10－1		みさき小学校運動場	〃		○		75×100	18
珠洲市狼煙町		狼煙漁港	県　漁　協			○	30×100	22
珠洲市折戸町ヌ－32		旧日置小中学校運動場	珠洲市長			○	40×120	18
珠洲市折戸町		木ノ浦健民休暇村駐車場	〃			○	27×54	20
珠洲市高屋町 23-17		高屋漁港	県　漁　協			○	39×30	24
珠洲市大谷町 1－78		大谷小中学校運動場	珠洲市長		○		70×120	16
珠洲市大谷町 2-47 甲		旧西部小学校運動場	〃			○	60×120	17
珠洲市真浦町 2-4		真浦町空地	県　知　事			○	32×40	25
珠洲市若山町古蔵 11－100－1		若山小学校運動場	珠洲市長		○		75×110	8
合計	２３箇所							

12　ダム一覧

（１）生活ダム

県土木部河川課
平成１２年４月１日現在

ダムの名称		小屋ダム	貯水池諸元	集水面積	12.8k㎡
所在地		珠洲市宝立町柏原		湛水面積	0.24k㎡
河川名		鵜飼川水系鵜飼川		総貯水量	3,050,000㎥
目的	洪水調節	180㎥/Sを50㎥／Sに		有効貯水量	2,700,000㎥
	かんがい	(76.7) ha		堆砂量	350,000㎥
	上水道	10,700㎥/日		洪水調節容量	1,500,000㎥
	工業用水	－		洪水の正常な機能の維持	550,000㎥
	発電	－		発電容量	自家用　270kw
ダム諸元	型式	中央コアー型ロックフィルダム		上水道容量	650,000㎥
	堤高	56.5m		工業用水容量	－
	堤頂長	240.0m		常時満水位	ＥＬ　87.5m
	堤体積	710,000㎥	事業費		18,900,000千円
			工期		S4～H5

（２）農業用ダム

○石川県所有ダム

	ダム名	目的	場所	建設年度	ダムタイプ	堤長	堤高	(防災分)有効貯水量	管理主体
完了	若山	(302ha)かんがい	珠洲市若山町	S27～S38	ｱｰｽﾌｨﾙﾀﾞﾑ	m 97	m 25	千㎥ 486	珠洲市
	岩坂	(253ha、120ha)かんがい、防災	珠洲市岩坂町	S48～S59	〃	147	31	(483) 778	〃

○農林水産省所有ダム

	ダム名	目的	場所	建設年度	ダムタイプ	堤長	堤高	(防災分)有効貯水量	管理主体
完了	寺家	かんがい	珠洲市三崎町	S60～H2	ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ	m 221	m 35.4	千㎥ 570	珠洲市
	杉山	かんがい、防災	珠洲市三崎町	S28～S32	ｱｰｽﾌｨﾙﾀﾞﾑ	62	13	130	

13　水道施設の現況

（令和３年４月１日現在）

名称	種別	給水区域	給水戸数	給水能力	管理者	備考
			戸	㎥/日		
宝立浄水場	上　水	宝立町の一部、若山町の一部、上戸町、飯田町、蛸島町、野々江町、熊谷町、岩坂町、正院町、三崎町	4,435	10,290	珠洲市	84-2215
折戸浄水場	上　水	折戸町、狼煙町、川浦町	151	190	〃	86-2035
大谷浄水場	上　水	大谷町の一部、馬緤町、長橋町浜出	212	410	〃	87-2142
清水浄水場	上　水	清水町、仁江町、片岩町（赤島除く）、真浦町	83	150	〃	
高屋浄水場	上　水	高屋町	52	90	〃	87-2413

14　給水用機材器具保有状況

（平成３１年４月１日現在）

市町名	種類	数量	容量（リットル）	自吸水ポンプの有無	備考
珠洲市	給水タンク	3	1,000	無	
珠洲市	給水タンク	1	260	無	
珠洲市	ポリ容器	100	18	－	
珠洲市	給水袋	200	6	－	

15　下水道施設の現況

（平成３１年４月１日現在）

名称	処理(吐出)能力	地区	備考
珠洲市浄化センター	3,600 ㎥/日	熊谷町	82-8028
宝立浄化センター	900 ㎥/日	宝立町	84-2402
野々江汚水中継ポンプ場	1.380 ㎥/分	野々江町	82-5993
野々江第２汚水中継ポンプ場	0.440 ㎥/分	野々江町	
野々江第３汚水中継ポンプ場	0.168 ㎥/分	野々江町	
熊谷汚水中継ポンプ場	2.400 ㎥/分	熊谷町	82-5992
熊谷第２汚水中継ポンプ場	0.283 ㎥/分	熊谷町	
若山汚水中継ポンプ場	0.465 ㎥/分	若山町	
若山第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
正院汚水中継ポンプ場	1.060 ㎥/分	正院町	
正院第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	正院町	
正院第３汚水中継ポンプ場	0.181 ㎥/分	正院町	
正院第４汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	正院町	
正院第５汚水中継ポンプ場	1.131 ㎥/分	正院町	
蛸島第１汚水中継ポンプ場	0.201 ㎥/分	蛸島町	
蛸島第２汚水中継ポンプ場	0.170 ㎥/分	蛸島町	
蛸島第３汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	蛸島町	
蛸島第４汚水中継ポンプ場	1.400 ㎥/分	蛸島町	
蛸島第５汚水中継ポンプ場	0.472 ㎥/分	蛸島町	
見付第１汚水中継ポンプ場	1.270 ㎥/分	宝立町	
見付第２汚水中継ポンプ場	0.283 ㎥/分	宝立町	
見付第３汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	宝立町	
見付第４汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	宝立町	
見付第５汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	宝立町	
鵜飼第１汚水中継ポンプ場	0.119 ㎥/分	宝立町	
春日野第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	宝立町	
春日野第２汚水中継ポンプ場	0.071 ㎥/分	宝立町	
春日野第３汚水中継ポンプ場	0.160 ㎥/分	宝立町	
向第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
向第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
中田第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
中田第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
中田第３汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若山町	
中田第４汚水中継ポンプ場	0.167 ㎥/分	若山町	

名称	処理(吐出)能力	地区	備考
火宮第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
古蔵第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
古蔵第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
経念第１汚水中継ポンプ場	0.187 ㎥/分	若　山　町	
経念第２汚水中継ポンプ場	0.401 ㎥/分	若　山　町	
経念第３汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
経念第４汚水中継ポンプ場	0.283 ㎥/分	若　山　町	
鈴内第１汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
鈴内第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
鈴内第３汚水中継ポンプ場	0.294 ㎥/分	若　山　町	
鈴内第４汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
鈴内第５汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
広栗第１汚水中継ポンプ場	0.342 ㎥/分	若　山　町	
広栗第２汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
広栗第３汚水中継ポンプ場	0.159 ㎥/分	若　山　町	
汚水管渠延長（珠洲処理区）	70,102m		
汚水管渠延長（宝立処理区）	12,988m		
汚水管渠延長（若山処理区）	25,577m		
汚　水　管　渠　延　長　計	108,667m		

16　珠洲市指定給水装置工事事業者一覧表

（令和３年４月１日現在）

指定業者名	所在地	電話番号	指定業者名	所在地	電話番号
(株)大樹工建	宝立	84-1421	梶設備(株)	能登町	(0768)72-0171
(株)丸中組	上戸	82-1261	椿原工業	能登町	(0768)72-0851
(株)のとさく	上戸	82-0111	(株)三宅配管	能登町	(0768)62-1815
谷設備	上戸	82-0933	金田設備	能登町	(0768)74-0172
宮田電器商会	飯田	82-7422	(有)信田住設	能登町	(0768)76-0152
(株)サンユーワークス	飯田	82-2118	佐竹商店	輪島市	(0768)32-0146
(有)石川産業	熊谷	82-1866	北陸電気工事(株)七尾支店	七尾市	(0767)52-3421
(株)三百苅管工	正院	82-1071	(有)平石工業	七尾市	(0767)66-1652
加藤設備	正院	82-1210	第一工業(株)	七尾市	(0767)57-1511
万代呂設備	蛸島	82-1175	(有)カサハラ住設	津幡町	(076)288-8377
(有)上野管工	三崎	88-2901	アムズ(株)	金沢市	(076)241-8844
能登建設(株)	三崎	88-8800	(有)大黒設備	金沢市	(076)245-2003
Ｉｋサービス	折戸	86-2319	田中管設	金沢市	(076)249-1463
(株)門寺建設	長橋	87-2631	(株)テッククリエイト	金沢市	(076)237-0025
			ナカイ設備(株)	金沢市	(076)256-3731
			(有)水上住設	金沢市	(076)257-7887
			(株)テクノ管工	小松市	(0761)24-6085

17　排水設備工事指定業者一覧

（令和３年４月１日現在）

指定番号	商号又は法人名	代表者名	所 在 地	電話番号
1	(株)三百苅管工	三百苅　卓明	珠洲市正院町小路と部 55 番地 2	82-1071
2	(株)丸中組	中市　勝也	珠洲市上戸町南方い字 51 番地	82-1261
3	(株)サンユーワークス	山口　猛	珠洲市飯田町 7 部 76 番地	82-2118
4	能登建設(株)	矢野　好二	珠洲市上戸町寺社は部 11 番地 1	82-8800
5	（株）テクノ管工	高木　清美	小松市安宅町ヌ 48 番地 5	0761-24-6085
6	(株)大樹工建	濱野　孝	珠洲市宝立町鵜飼辰部 6 番 1 地	84-1421
7	ナカイ設備（株）	中居　正博	金沢市西金沢 1 丁目 37 番地	076-256-3731
8	加藤設備	加藤　実	珠洲市正院町正院 18 部 12 番地	82-1210
9	(株)森井組	時兼　康明	珠洲市若山町火宮 7 の部 1 番地	82-1823
10	宮田電器商会	宮田　朋和	珠洲市飯田町 29 部 53 番地	82-7422
11	(有)上野管工	上野　順進	珠洲市三崎町伏見ワ部 32 番地	88-2901
12	(株)のとさく	明星　加守暢	珠洲市上戸町北方い部 31 番地 1	82-0111
14	(株)門寺建設	門寺　秀次	珠洲市長橋町 12 字 17 番地 1	87-2631
15	(株)新村商会	新村　幸雄	鳳珠郡能登町字小木 13 字 44 番地	74-0016
16	(株)アメニティ	中市　勝也	珠洲市上戸町南方い字 51 番地	82-2115
17	(株)谷口建設	谷口　永一郎	珠洲市宝立町金峰寺 8 字 19 番地	84-1411
18	Ｉｋサービス	池筒　哲郎	珠洲市折戸町ハ部 108 番地	86-2319
19	(株)鍛治建設	鍛治　龍彦	珠洲市正院町小路と 44 番地 2	82-1268
20	(有)石川産業	米谷　賛三	珠洲市熊谷町ホ部 37 番地	82-1866
21	(有)協同設営	不破　理史	野々市市新庄 3 丁目 188 番地	076-213-7200
22	アムズ(株)	谷口　吏	金沢市西泉 3 丁目 92 番地	076-241-6181
23	鈴木管工業(株)	鈴木　啓泰	金沢市尾張町二丁目 9 番 1 号	076-262-6301
24	北陸電気工事(株) 七尾支店	早瀬　庄一郎	七尾市寿町 112 番 2 号	0767-52-3421
25	三和建設(株)	山下　寿成	珠洲市野々江町シの部 78 番地 1	82-4444
26	(有)佐竹商店	佐竹　秀文	輪島市町野町曽々木ア部 24 番 1 地	0768-32-0146
27	(有)中塚組	中塚　芳章	珠洲市宝立町鵜飼卯の部 18 番地の 5	84-1027
28	(株)水上住設	水上　雄樹	金沢市疋田二丁目 107 番地	076-257-7887
29	(有)アーキコミュニケーションズ	市濱　光晴	鳳珠郡能登町字市ノ瀬 1 字 84 番地	74-1114
30	梶設備(株)	梶　哲朗	鳳珠郡能登町字新保 2 字 19 番地	72-0171
32	稲田管工業（株）	稲田　清志	七尾市下町へ部 19 番地	0767-57-1203
33	谷設備	谷　茂樹	珠洲市上戸町南方ヨ字 12 番地	82-0933
34	蒲田金物店	蒲田　和久	鳳珠郡能登町字宇出津新 4 番地	62-0324
36	(有)大黒設備	大黒　鉄夫	金沢市久安一丁目 420 番地	076-245-2003

指定番号	商号又は法人名	代表者名	所 在 地	電話番号
39	(株)三宅配管	三宅　一宏	鳳珠郡能登町字宇出津レ字 33 番地 1	62-1815
41	金田設備	金田　始	鳳珠郡能登町字小木 14 字 2 番地 1	74-0172
43	万代呂設備	万代呂　覚	珠洲市蛸島町 1 部 2 番地 11	82-1049
44	第一工業(株)	狩山　徹	七尾市八幡町へ部 72 番地 1	0767-57-1511
45	(有)信田住設	信田　宗彦	鳳珠郡能登町字柳田仁部 71 番 1 地	76-0152
46	田中管設	田中　正男	金沢市上荒屋 4 丁目 40 番地	076-249-1463
47	アーク建設(株)	犬嶋　広志	七尾市小丸山台 2 丁目 117 番 1	0767-52-3040
48	(有)木下工務店	木下　昭八	珠洲市宝立町鵜飼 2 字 51 番地	84-1284
49	出村設備	出村　一久	河北郡津幡町津幡い１番地３７	076-289-3593
51	ノマツ設備	野松　早人	七尾市鵜浦町 67 部 38 番地	0767-58-1716
52	(株)テッククリエイト	山森　洋一	金沢市粟崎町 5 丁目 24 番地 2	076-237-0025

18　災害時道路確保に関する業者一覧

（平成３１年４月１日現在）

事業所名	電話番号	地区	事業所名	電話番号	地区
(株)中塚組	84-1027	宝立	西田組	82-1536	野々江
(株)谷口建設	84-1411	〃	(有)新出組	82-0435	熊谷
(株)大樹工建	84-1421	〃	中市建設	82-0489	〃
(有)松川工業	84-1550	〃	(株)鍛治建設	82-1268	正院
(有)木下工務店	84-1284	〃	(株)三百苅管工	82-1071	〃
高坂建設	84-1128	〃	(有)セーフティ	82-5129	〃
(株)丸中組	82-1261	上戸	(有)脊戸組	82-2124	蛸島
(株)のとさく	82-0111	〃	能登建設(株)	82-8800 88-8800	上戸 三崎
(株)平蔵建設	82-0312	〃	みさき創建(株)	88-8228	〃
(株)森井組	82-1823	若山	(有)共栄建設	87-2524	馬緤
(株)わかみや建設	82-1823	〃	(株)門寺建設	87-2631	大谷
三和建設(株)	82-4444	野々江	(有)プレイスワーク	87-2688	〃
(株)田中建材	82-2121	〃			

19　原子力災害発生時の市外避難者受入れ要請先一覧

珠洲市が避難者を受入れる対象市町：穴水町（ＵＰＺ圏）

施設名	町会、集落名	人　口 （人）	世帯数 （世帯）
旧宝立小学校体育館	曽福、鹿島、新崎	253	97
宝立小中学校	根木、緑ヶ丘、乙ヶ崎、出町、大町本町	484	189
宝立公民館	志ヶ浦、第二望洋大、第三望洋大	158	73
上戸小学校	大島町、城山町１～２班、瑞源寺町	199	88
飯田小学校	東町１～４班、金比羅町	490	217
若山小学校	北七海新道、大坪、北七海 下出、瑞鳳、細野、藤巻	276	111
緑丘中学校	鵜島、此木、七海、麦ヶ浦、西川島	471	182
直小学校	中居本町、梶、波志借、	199	81
正院小学校	新宮、中居南、椿崎	263	119
蛸島小学校	山中市の坂、山中小又	69	33
金沢大学能登学舎 （旧小泊小学校）	比良、川尻、岩車、旭ヶ丘１～３班 鹿波、鹿波野並、鹿上、曽良	962	404
三崎中学校	大郷、至誠、黒崎	257	104
みさき小学校	大甲、小甲	145	66
石川県立飯田高等学校	桜町、白山、庚申町、天神谷、宇留地住宅、越の原、鹿路、宇留地、河内、越渡、上中、桂谷、大角間、上唐川、上唐川丸山、下唐川、挟石、小又、平野、地蔵坊、上野、新町、由比ヶ丘、由比ヶ丘住宅、栄町、稲荷町、内浦、桜ヶ丘、職業短大	1,430	611
石川県立七尾特別支援学校珠洲分校	港町、下小路、江川町１～２班、上出、駅西区、石川県職宿舎、下来迎寺町、上来迎寺１～４班、竜山寺、川島本町、今町、東町５班、やすらぎマンション	1,387	571
合計　１５箇所		7,043	2,946

20　災害救助法による応急仮設住宅建設候補地一覧

選定基準

津波浸水区域、洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域を除く 500 ㎡以上の市有地

地区	施設名	面積（㎡）	応急仮設住宅（※１）	
			建設可能戸数	人数
宝立	宝立住宅用地	1,600	14	31
	柏原集会所空き地	1,050	9	20
	宝立小公園	500	4	9
	宝立浄化センター駐車場	800	7	15
	宝立地区合計	3,950	34	75
上戸	上戸町南方空き地	2,000	17	37
	南方児童公園	600	5	11
	コーポ晴気台南側駐車場	1,000	8	18
	上戸地区合計	3,600	30	66
飯田	飯田小学校グラウンド	7,500	66	145
	飯田地区合計	7,500	66	145
若山	旧上黒丸小学校グラウンド	2,822	25	55
	旧大坊小学校跡地	3,499	31	68
	旧東若山小学校跡地	4,000	35	77
	若山小学校グラウンド	6,400	57	125
	若山地区合計	16,721	148	326
直	野々江総合公園　市営グラウンド	16,800	150	330
	野々江総合公園　テニスコート	2,200	19	42
	緑丘中学校グラウンド	7,500	66	145
	総合病院東側駐車場	1,500	13	29
	直地区合計	28,000	248	546
正院	飯塚保育所グラウンド	1,800	16	35
	正院地区合計	1,800	16	35
蛸島	ジャンボリー会場　南側	42,300	377	829
	花き栽培センター　南側	30,500	272	598
	蛸島小学校グラウンド	5,000	44	97
	多目的広場	10,700	95	209
	蛸島地区合計	88,500	788	1,734
三崎	杉山農村公園	1,500	13	29
	本農村公園	1,600	14	31
	三崎地区合計	3,100	27	59

地区	施設名	面積（㎡）	応急仮設住宅（※１）	
			建設可能戸数	人数
日置	旧日置中学校グラウンド	7,300	65	143
	狼煙運動公園（狼煙山村広場、旧学校）	5,580	49	108
	日置地区合計	12,880	114	251
大谷	旧西部小学校グラウンド	8,000	71	156
	大谷小中学校グラウンド	5,500	49	108
	馬縅児童公園	600	5	11
	大谷地区合計	14,100	125	275
全地区合計（２８か所）		180,151	1,596	3,511

※１　一戸当たりの敷地面積：　建物部分 29.7 ㎡（2DK・9 坪）＋ 駐車場一戸当たり１台分及びその他共有面積＝112 ㎡／戸として算定。

※２　一戸当たりの入居人数を 2.2 人で算定した場合。
（13,510 人÷6,012 世帯≒2.2 人／世帯）

第７編　通信施設・設備等

１　同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、珠洲市役所から市民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

同報系防災行政無線施設一覧

免許人　珠洲市

方式　　デジタル方式

設備	設置場所
親局	珠洲市役所内
中継局	八ケ山
遠隔制御装置	珠洲消防署内
再送信局	宝立山、猫ヶ岳、真浦、仁江、大谷公民館、高屋、折戸、狼煙
屋外拡声子局	市内一円（７６局）
モーターサイレン	屋外拡声子局７６局のうち、２０局に併設

屋外拡声子局一覧

地区	設置場所
宝立地区(14 箇所)	馬渡、是久、善野、郷、柏原、助政、宝立公民館、宗玄、鵜島、南黒丸、鵜飼漁港、春日野、中野、高井
上戸地区(4 箇所)	柳田街区公園、上戸公民館、珠洲市役所、晴気台、
飯田地区(1 箇所)	飯田
若山地区(8 箇所)	出田、経念、若山公民館、火宮、若山の庄、大坊、中、上黒丸、
直地区(3 箇所)	珠洲市民図書館、野々江、岩坂
正院地区(6 箇所)	小路、正院小学校、川尻、平床、飯塚、岡田
蛸島地区(3 箇所)	仲脇、栄町、鉢ヶ崎
三崎地区(17 箇所)	雲津、小泊漁港、小泊農村公園、伏見、高波、引砂、三崎公民館、森腰、粟津、みさき小学校、大屋、寺家川上本町、寺家塩津上野、本農村公園、細屋、杉山、二本松
日置地区（5 箇所）	狼煙漁港、横山、川浦、折戸、木ノ浦
大谷地区(15 箇所)	真浦、仁江、清水、片岩、赤島、長橋、大谷保育所、大谷公民館、仲谷内、赤神、馬緤農村公園、自然休養村、笹波、高屋漁港、高屋

モーターサイレン一覧

鵜島、鵜飼漁港、柳田街区公園、珠洲市役所、若山公民館、野々江、川尻、鉢ヶ崎、小泊農村公園、三崎公民館、寺家川上本町、狼煙漁港、川浦、折戸、仁江、片岩、長橋、大谷公民館、馬縲農村公園、高屋漁港

２　珠洲市防災行政無線管理運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、珠洲市地域防災計画に基づく災害対策事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する珠洲市防災行政無線局（以下「無線局」という）の管理及び運用について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）無線局

固定系又は移動系の無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。

（２）無線設備

固定系又は移動系に係る無線局の電波を送り、又は受けるための電気設備をいう。

（３）固定系

住民に対し防災情報その他の情報（以下「情報」という）を伝達するための固定系親局と固定系子局又は戸別受信機との間の通信系統をいう。

（４）固定系親局

市役所に設置する無線局で、固定系子局又は戸別受信機に対し情報を伝達するものをいう。

（５）固定系子局

固定系親局の通信の相手方として屋外に設置した装置で、地域住民に伝達できるものをいう。

（６）戸別受信機

固定系親局の通信の相手方として各戸に設置した装置で、住民に伝達するものをいう。

（７）固定系中継局

固定系親局からの電波を固定系子局又は戸別受信機に自動中継するものをいう。

（８）固定系遠隔制御器

消防庁舎において固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。

（９）移動系

情報の収集及び伝達を行うための移動系親局と陸上移動局との間の通信系統をいう。

(10) 移動系親局

市役所に設置する無線局で、陸上移動局と情報の交信を行うものをいう。

(11) 陸上移動系

陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に移動系親局と交信を行う車載型、可搬型及び携帯型の無線局をいう。

(12) 移動系中継局

移動系親局と陸上移動系との間の交信の中継を行うものをいう。

(13) 移動系遠隔制御器

市役所内の各課において移動系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。

(14) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(15) 通信取扱者

無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の許可を受けていないものをいう。

(16) 通信統制

情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割り込み、通信順序の指定を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

（無線局の目的）

第３条　無線局は、災害対策基本法（昭和 37 年法律第 233 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等の諸法令に基づき、珠洲市の地域における、防災、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とし、併せて一般行政にも活用することを目的とする。

（無線局の回線構成）

第４条　無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

（無線局の総括管理者）

第５条　無線局に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線局の職員を指揮監督する。

３　総括管理者は、市長の職にある者を充てる。

（無線局の職員）

第６条　無線局に管理責任者、通信取扱責任者、管理者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

（管理責任者）

第７条　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

（通信取扱責任者）

第８条　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

（管理者）

第９条　固定系親局、固定系遠隔制御器、移動系親局及び移動系遠隔制御器の通信操作を行う課に、管理者を置く。

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該課に設置した無線局の施設の管理、監督の業務を所掌する。

３　管理者は、当該各課の課長をもって充てる。

４　固定系遠隔制御器の管理者は、奥能登広域圏珠洲消防署長を委嘱する。

（無線従事者）

第１０条　総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年４月１日をもって無線従事者名簿（第１号様式）を作成する。

４　無線従事者は、管理者の指示に従い、当該配置に係る無線局の運用及び当該無線局の無線設備の操作を行う。又、通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督するとともに無線業務日誌（第２号様式）の記載を行う。

５　固定系遠隔制御器の無線従事者は、奥能登広域圏珠洲消防署職員を委嘱する。

（通信取扱者）

第１１条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（通信の種別）

第１２条　通信の種類は、緊急通信、一般通信及び試験通信とする。

２　緊急通信とは、地震、気象等の予警報を含む緊急に通信を要するものをいい、一般通信とは、緊急通信及び試験通信以外のものをいう。

（通信事項）

第１３条　固定系の通信事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）地震（予知情報を含む）、大火、台風等の災害情報の周知徹底に関すること。

（２）定時試験通信に関すること。

（３）火災予防等消防広報に関すること。

（４）その他総括管理者が特に必要と認めたこと。

２　移動系の通信事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）防災及び一般行政に関すること。

（２）その他総括管理者が特に必要と認めたこと。

（通信時間）

第１４条　通信時間は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時とする。

（１）緊急通信、一般通信及び試験通信

随時

（２）定時試験通信

毎日７時、１２時、１７時、２１時

（通信統制）

第１５条　総括管理者は、災害が発生し、又は恐れがある場合は、通信統制を行うことができる。

２　総括管理者の事故その他の理由により総括管理者が前項の通信統制を行うことができない時は、管理責任者が通信統制を行うものとする。

（通信訓練）

第１６条　総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（１）固定系は、総合防災訓練に併せた総合通信訓練とし、毎年１回以上とする。

（２）移動系は、次に掲げる区分に応じ、当該に定める回数とする。

ア　総合防災訓練に併せた総合通信訓練

毎年１回以上

イ　定期通信訓練

毎日１回

２　通信訓練は、固定系にあっては住民への警報等の伝達訓練を、移動系にあっては、通信統制、情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

（備付け書類等の管理）

第１７条　管理責任者は、次に掲げる書類等を管理、保管する。

（１）無線局免許状

（２）無線局申請等の副本

（３）電波法令集

（４）無線検査簿

（５）無線業務日誌

（６）無線従事者選（解）任届（第３号様式）の写し

（無線設備の保守点検）

第１８条　無線設備の正常な機能維持を確保するため次の各号に掲げる保守点検を当該各号に定めるところにより行うものとする。

（１）毎日点検

通信取扱者又は管理者が毎日無線設備点検表（第４号様式）により当該管理する無線設備について行う。

（２）毎月点検

管理責任者が毎月１回定期的に無線設備点検表により当該管理する無線設備について行う。

（３）毎年点検

総括管理者が毎年２回定期的に無線設備点検表により当該管理する無線設備について行う。

２　管理責任者は、予備装備及び予備電源装置について毎年２回定期的に使用し、その機能を確認するものとする。

（雑　則）

第１９条　この規程に定めるもののほか防災行政無線局の管理運営について必要な事項は、市長がべつに定める。

附　　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

３　珠洲市防災行政無線局管理運用要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、珠洲市防災行政無線管理運用規程（以下「運用規程」という）に基づき運用規程第２条第１項第３号に定める珠洲市防災行政無線局固定系（以下「固定系」という）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（通信を行う者）

第２条　運用規程第１４条第１号に定める通信は、管理責任者が行い、遠隔制御器については、管理者が通信することができる。ただし、管理者が通信を行ったときは、速やかに管理責任者に報告するものとする。

（通信を実施する基準）

第３条　運用規程第１２条第１項に定める通信種類について、通信を行う基準は次のとおりとする。

（１）緊急通信は、別表１に定める通信内容区分に応じ、同表に定める通信時刻及び通信方法により実施する。

ア　市域に震度３以上の地震が発生したとき

イ　津波注意報及び警報が発表され、市域に津波が来襲する恐れがあるとき

ウ　市域に気象業務法に基づく暴風雨、大雨、洪水等の気象の警報が発表されたとき

エ　その他災害に関する情報を市民に伝達する必要が生じたとき

オ　火災の発生を市民に伝達する必要が生じたとき

カ　人命に関わることで、警察から依頼があったとき

（２）一般通信は、別表２に定める通信内容区分に応じ、同表に定める通信時刻及び通信方法により実施する。

ア　防災訓練に関する事項

イ　火災予防運動の啓発を行うとき

ウ　交通安全運動の啓発を行うとき

エ　その他行政事務連絡のとき

（通信実施時期）

第４条　前条に定める基準に基づき通信を行う場合は、その実施時期は、次のとおりとする。

（１）災害発生及び予報警報の発表により通信を行う場合、当該災害の発生直後及び予報警報が発表された直後

（２）他からの依頼により通信を行う場合、依頼先が指定する時期

（通信依頼方法）

第５条　運用規程第１３条第１項第４号に定める総括管理者が特に必要と認める事項に関わる通信をしようとする者は、放送申込書（第１号様式）に所定の事項を記載し通信しようとする５日前までに管理責任者に依頼するものとする。ただし、勤務時間外の緊急通信等の依頼は、遠隔制御器の管理者あてに依頼するものとする。

２　緊急通信等の依頼は電話でも受付するものとする。ただし、電話による依頼した者は依頼後速やかに前項で定める手続きを管理責任者（勤務時間外の場合は、遠隔制御器の管理者）にしなければならない。

３　管理責任者（勤務時間外の場合は、遠隔制御器の管理者）は前２項で定める通信の依頼を受けたときは内容を審査し、適当でないと認めたときは総括管理者と協議し通信は行わず、又は、通信内容の変更をすることができる。この場合通信を行わないときは、その旨を依頼者に連絡するものとする。

（通信の順序）

第６条　通信の取扱順序は受付順序による。ただし、緊急通信は第１順位とし、緊急通信が重なる場合は管理責任者（勤務時間外の場合は、遠隔制御器管理者）が内容を審査し順位を決める。

（１回の通信時間）

第７条　１回の通信は３分以内に行うよう努めなければならない。ただし、緊急通信はこの限りではない。

附　　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

４　孤立防止用衛星端末局設置状況

（ＮＴＴ七尾支店
平成１７年３月３１日現在）

末端局名	呼出し名称	末端局設置場所	末端局保守支店	末端局運用管理支店
三崎	でんでんななおＮＳＴ可搬地球Ｖ６４	三崎駐在所（無線機・電話機）	NTT－TE 石川支店	NTT 七尾支店

５　災害情報等の伝達体制

情報種別 伝達手段	珠洲市が発表する避難に関する情報（避難指示等）	避難所開設に関する情報	気象警報及び地震等の情報	その他
同報系防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）	○	○	－	○
登録制メール	○	○	○	○
ケーブルテレビ	○	○	○	○
Ｌアラート	○	○	－	○
エリアメール・緊急速報メール	－	－	－	○
珠洲市ホームページ	○	○	－	○
広報車	－	○	－	－
スマートフォンアプリ	○	○	○	○
ＳＮＳ	○	○	－	－

第８編　珠洲市自主防災組織

１　地区別自主防災組織表

宝立地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
旧宝立小学校体育館	旧宝立小学校体育館 宝立小中学校 宝立公民館	馬渡地区	元馬渡小中学校	
		小屋地区	小屋生活改善センター	
		柏原地区	柏原林業センター	
		鵜島地区	旧鵜島保育所	
		鵜飼地区	宝立公民館	84-1500

上戸地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
上戸公民館	上戸小学校 上戸公民館	上戸地区	上戸公民館	82-0140

飯田地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
飯田公民館	飯田小学校 飯田公民館	飯田地区	飯田公民館	82-0023

若山地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
若山公民館	若山小学校 若山公民館 旧上黒丸小中学校	三郷地区	出田林業研修センター	
		東若山地区	若山公民館	82-6153
		大坊地区	大坊生活改善センター	
		上黒丸地区	上黒丸生活改善センター	

直地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
直公民館	直小学校 直公民館	直地区	直公民館	82-3798

正院地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
正院公民館	正院小学校 正院公民館 旧飯塚保育所	飯塚地区	旧飯塚保育所	
		平床地区	平床集会所	
		正院・川尻・小路地区	正院公民館	82-0416

蛸島地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
蛸島公民館	蛸島小学校 蛸島公民館	蛸島地区	蛸島公民館	82-3202

三崎地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
三崎公民館	三崎中学校 みさき小学校 三崎公民館 里山里海自然学校 旧本小学校	三崎地区	三崎公民館	88-2049

日置地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
日置公民館	日置公民館	狼煙地区	狼煙生活改善センター	
		川浦地区	等覚寺	
		折戸地区	日置いきいき館	86-2220

大谷地区自主防災組織

本部	指定避難所	地区連絡所		連絡先
大谷公民館	大谷小中学校 大谷公民館	清水地区	大谷公民館	87-2222
		大谷地区	大谷公民館	87-2222
		馬縅地区	自然休養村センター	87-2933
		高屋地区	高屋集会所	87-2566

２　自主防災組織備蓄倉庫設置場所

名称	設置場所	住所
宝立地区自主防災組織	旧宝立小学校体育館	珠洲市宝立町鵜島４－３０
上戸地区自主防災組織	神道集会所横	珠洲市上戸町南方ヨ
飯田地区自主防災組織	飯田小学校	珠洲市飯田町１９－６１
若山地区自主防災組織	若山公民館	珠洲市若山町古蔵寅６０－１
直地区自主防災組織	緑丘中学校	珠洲市野々江町６－１
正院地区自主防災組織	平床集会所	珠洲市正院町平床地内
蛸島地区自主防災組織	珠洲リサイクルセンター	珠洲市蛸島町テ７５
三崎地区自主防災組織	みさきデイサービスセンター	珠洲市三崎町宇治ヲ７
	小泊バイパス	珠洲市三崎町小泊３２の部１９番地１
	みさき小学校近隣	珠洲市三崎町粟津ハ部５２番４
日置地区自主防災組織	日置公民館	珠洲市折戸町チ３４
大谷地区自主防災組織	旧西部小学校跡地	珠洲市大谷町２－４７－甲

第９編　その他

１　警報・注意報発表基準一覧表

（気象庁ホームページから抜粋）

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。また、注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表します。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがあります。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

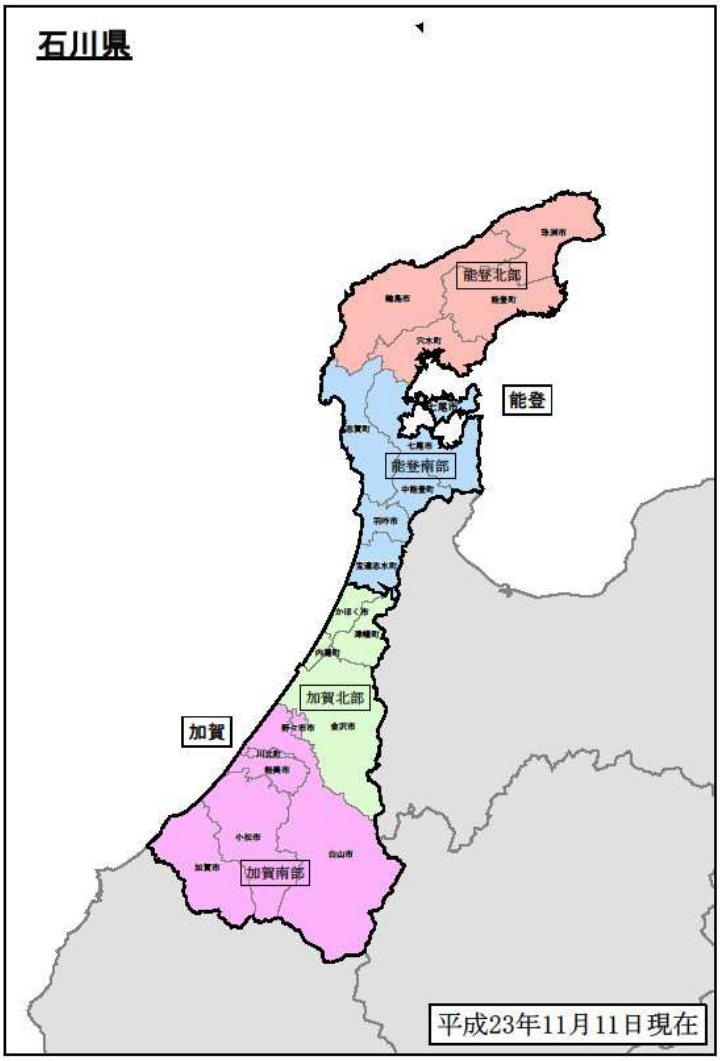

石川県の警報・注意報発表区域図

警報・注意報発表基準一覧表

令和２年８月６日現在

発表官署　金沢地方気象台

珠洲市	府県予報区	石川県		
警報	一次細分区域	能登		
	市町村等をまとめた地域	能登北部		
	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	17	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	折戸川流域=7.7，粟津川流域=6.3，紀の川流域=6.9，蛸島川流域=5.3，金川流域=5.7，若山川流域=14.3，竹中川流域=9.4，鵜飼川流域=10.4，岡田川流域=5	
		複合基準(※)	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			北海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			北海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30cm
			山地	12 時間降雪の深さ 45cm
	波浪	有義波高	5.0m	
	高潮	潮位	珠洲外浦	2.1m
			珠洲内浦	1.3m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	折戸川流域=6.1，粟津川流域=5，紀の川流域=5.5，蛸島川流域=4.2，金川流域=4.5，若山川流域=11.4，竹中川流域=7.5，鵜飼川流域=8.3，岡田川流域=4	
		複合基準(※1)	蛸島川流域=（5，3.6）	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			北海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			北海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	珠洲外浦	1.2m
			珠洲内浦	1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	(1) 積雪地域の日平均気温が 13°C 以上 (2) 積雪地域の日平均気温が 10°C 以上、かつ日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			北海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	(1) 24 時間降雪の深さが 50cm 以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） (2) 積雪が 100cm 以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5°C 以上、又は昇温率（+3°C/日）が大きいとき（ただし、0°C 以上）		
	低温	夏期：最低気温 17°C 以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温－4°C 以下		
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温 3°C 以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

２　避難情報等と居住者等がとるべき行動

警戒レベルの一覧表（「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）」から抜粋）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
		＜警戒レベル４までに必ず避難！＞	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注） 避難指示は、令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

避難情報の発令体制

順位	職	災害対策本部の職
1	市長	本部長
2	副市長	副本部長
3	総務課長	対策部長

３　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（令和３年５月２０日現在）

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 (加算額) 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1　規格 １戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2　限度額 １戸当たり　5,714,000円以内 3　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から２０日以内着工	1　平均１戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間　最高２年以内 4　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
3	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者 2　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,160円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (１食は 1/3 日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から１０日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
全壊 全焼 流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
6	医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり	災害発生の日から１ヶ月以内	

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	595,000円以内		
10	生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)、流失し、生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材の購入 生業費　１件　30,000円 就業支度費　１件　15,000円	災害発生の日から１ヶ月以内	
11	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） １ヶ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	被害の実情に応じ、現物をもって行う。
12	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) １体当たり3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から１０日以内	
16	輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

４　各種様式

（１）速報及び被害状況等の報告様式

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額（千円）	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	種別	流失（ｈａ）	埋没（ｈａ）	冠水（ｈａ）	浸水（ｈａ）	倒状（ｈａ）	その他	作物被害額（千円）	備考

オ　文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立市立別	備考

カ　道路・橋りょう

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川・海岸・港湾・砂防・空港

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				
				戸	人										

ケ　下水道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	下水道事業名（公共、特環、流域）	被災位置	種別（管渠、処理場等）	被害の内容	下水処理不能		被害額（千円）	応急対策	復旧見込時期	備考
					戸数	人口				
					戸	人				

コ　崖くずれ、地すべり、土石流

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額（千円）	備考

サ　鉄道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

シ　船舶

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所有者		被害の程度	被害額（千円）	備考
				住所	氏名			

ス　電話

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線数	復旧見込	備考

セ　電気・ガス

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	原因	停電又は供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ソ　ブロック塀等

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	個所数	被害の程度	被害額（千円）	備考

タ　火災

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は管理者氏名	種別	火災の状況	被害額（千円）	備考

チ　避難勧告・指示（緊急）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	勧告・指示(緊急)日時	避難所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住所	場所・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

ツ　その他（農林水産業施設等）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地　　区	農　　地		○　　○		○　　○		備　　考
		面　　積	被 害 額	面積又は箇所	被 害 額			

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">報告日時</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報告事項</td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td rowspan="3">報告者</td><td>所属</td><td>午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td></td></tr>
<tr><td>発生日時</td><td colspan="5">平成　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>災害（事故）概要・対応状況等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">受信者</td><td>危機対策課：</td></tr>
</table>

報告先：危機対策課

ＴＥＬ．０７６－２２５－１４８２

ＦＡＸ．０７６－２２５－１４８４

避難指示等の発令状況

都道府県名（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

被害状況即報

（被害状況即報）

都道府県		区分	被害	区分	被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号		その他 田 流失・埋没	ha	公立文教施設	千円			
		冠水	ha	農林水産業施設	千円			
		畑 流失・埋没	ha	公共土木施設	千円		市	
		冠水	ha	その他の公共施設	千円			
		学校	箇所	小計	千円			
報告者名		病院	箇所	公共施設被害市町村数	団体			
		道路	箇所	その他 農業被害	千円		町	
区分	被害	橋りょう	箇所	林業被害	千円			
人的被害 死者	人	河川	箇所	畜産被害	千円			
うち災害関連死者	人						村	
行方不明者	人	港湾	箇所	水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計	団体
負傷者 重傷	人	砂防	箇所	商工被害	千円			
軽傷	人	清掃施設	箇所					
住家被害 全壊	棟	崖くずれ	箇所					
	世帯	鉄道不通	箇所	その他	千円			
	人	被害船舶	箇所	被害総額	千円		119番通報件数	件
半壊	棟	水道	戸	災害の概況				
	世帯	電話	回線					
	人	電気	戸					
一部破損	棟	ガス	戸					
	世帯	ブロック塀等	箇所	応急対策の状況 消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
	人							
床上浸水	棟							
	世帯							
	人							
床下浸水	棟	り災世帯数	世帯					
	世帯	り災者数	人					
	人	火災発生 建物	件	自衛隊の災害派遣		その他		
非住家 公共建物	棟	危険物	件					
その他	棟	その他	件					

※１　被害額は省略することができるものとする。

※２　１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。